対馬市告示第81号

平成27年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する 平成27年11月27日

対馬市長 財部 能成

					刈馬 甲長	則削	月已万义
1	期	日	平成27年12月8日	(火)			
2	場	所	対馬市議会議場				
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		_	
	開会に	目に応	招した議員				
			春田 新一君	小島	德重君		
			入江 有紀君	船越	洋一君		
			渕上 清君	脇本	啓喜君		
			黒田 昭雄君	小田	昭人君		
			長 信義君	波田	政和君		
			上野洋次郎君	齋藤	久光君		
			小宮 教義君	初村	久藏君		
			大浦 孝司君	小川	廣康君		
			大部 初幸君	兵頭	栄君		
			作元 義文君	山本	輝昭君		
			堀江 政武君				
01	12月1	1日に	応招した議員			_	
O1	12月1	4日に	応招した議員			_	
O 1	12月1	8日に	応招した議員			_	
01	12月1	4日に	応招しなかった議員 齋藤 久光君			_	

平成27年 第4回 対 馬 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日) 平成27年12月8日 (火曜日)

議事日程(第1号)

平成27年12月8日 午前10時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名			
日程第2	会期の決定			
日程第3	議長の諸般幸	2 告		
日程第4	市長の行政幹	2 告		
日程第5	総務文教常信	任委員会の閉会中の所管事務調査報告		
日程第6	議会改革特別	川委員会の閉会中の調査報告		
日程第7	いづはら病院	完跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告		
日程第8	対馬市教育委	受員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告		
日程第9	認定第1号	平成26年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について		
日程第10	認定第2号	平成26年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定に		
		ついて		
日程第11	認定第3号	平成26年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の		
		認定について		
日程第12	認定第4号	平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算		
		の認定について		
日程第13	認定第5号	平成26年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定		
		について		
日程第14	認定第6号	平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳		
		出決算の認定について		
日程第15	認定第7号	平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出		
		決算の認定について		
日程第16	認定第8号	平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決		
		算の認定について		
日程第17	認定第9号	平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の		
		認定について		
日程第18	認定第10号	平成26年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決		

算の認定について

日程第19 認定第11号 平成26年度対馬市水道事業会計決算の認定について

日程第20 請願第1号 対馬市議会議員の定数削減を求める請願

日程第21 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬 市一般会計補正予算(第3号))

日程第22 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬 市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号))

日程第23 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬 市水道事業会計補正予算(第1号))

日程第24 議案第83号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第4号)

日程第25 議案第84号 平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算(第2号)

日程第26 議案第85号 平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)

日程第27 議案第86号 平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)

日程第28 議案第87号 平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第29 議案第88号 平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)

日程第30 議案第89号 平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3号)

日程第31 議案第90号 平成27年度対馬市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第32 議案第91号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例

日程第33 議案第92号 対馬市税条例等の一部を改正する条例

日程第34 議案第93号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例

日程第35 議案第94号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例

日程第36 議案第95号 対馬市へき地保育所条例

日程第37 議案第96号 対馬市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例

日程第38 議案第97号 対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する 条例

日程第39 議案第98号 第2次対馬市総合計画について

日程第40	議案第99号	対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定につい
		7
日程第41	議案第100号	対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
日程第42	議案第101号	対馬市生活館の指定管理者の指定について
日程第43	議案第102号	対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
日程第44	議案第103号	対馬市住民センターの指定管理者の指定について
日程第45	議案第104号	対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について
日程第46	議案第105号	対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
日程第47	議案第106号	対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について
日程第48	議案第107号	対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
日程第49	議案第108号	対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理
		者の指定について
日程第50	議案第109号	対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
日程第51	議案第110号	対馬市福祉センターの指定管理者の指定について
日程第52	議案第111号	対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
日程第53	議案第112号	財産の処分について
日程第54	議案第113号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
		(大船越地区)
日程第55	議案第114号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
		(網代地区)
日程第56	議案第115号	長崎県市町村行政不服審査会の共同設置について
日程第57	発議第4号	対馬市伝統的町並み保存条例について
日程第58	請願第2号	国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての
		請願書

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定

日程第3 議長の諸般報告

日程第4 市長の行政報告

日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第6 議会改革特別委員会の閉会中の調査報告

- 日程第7 いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第9 認定第1号 平成26年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成26年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 日程第11 認定第3号 平成26年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 日程第12 認定第4号 平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 日程第13 認定第5号 平成26年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 日程第14 認定第6号 平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出 決算の認定について
- 日程第17 認定第9号 平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 日程第19 認定第11号 平成26年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 請願第1号 対馬市議会議員の定数削減を求める請願
- 日程第21 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬 市一般会計補正予算(第3号))
- 日程第22 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬 市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第23 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬 市水道事業会計補正予算(第1号))
- 日程第24 議案第83号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第25 議案第84号 平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第85号 平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第

1号)

日程第27 議案第86号 平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)

日程第28 議案第87号 平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第29 議案第88号 平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)

日程第30 議案第89号 平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3号)

日程第31 議案第90号 平成27年度対馬市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第32 議案第91号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例

日程第33 議案第92号 対馬市税条例等の一部を改正する条例

日程第34 議案第93号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例

日程第35 議案第94号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例

日程第36 議案第95号 対馬市へき地保育所条例

日程第37 議案第96号 対馬市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例

日程第38 議案第97号 対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する 条例

日程第39 議案第98号 第2次対馬市総合計画について

日程第40 議案第99号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

日程第41 議案第100号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について

日程第42 議案第101号 対馬市生活館の指定管理者の指定について

日程第43 議案第102号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について

日程第44 議案第103号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について

日程第45 議案第104号 対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について

日程第46 議案第105号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について

日程第47 議案第106号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について

日程第48 議案第107号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について

日程第49 議案第108号 対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理

者の指定について

日程第50 議案第109号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について

日程第51 議案第110号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について

日程第52 議案第111号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について

日程第53 議案第112号 財産の処分について

日程第54 議案第113号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(大船越地区)

日程第55 議案第114号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(網代地区)

日程第56 議案第115号 長崎県市町村行政不服審査会の共同設置について

日程第57 発議第4号 対馬市伝統的町並み保存条例について

日程第58 請願第2号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての 請願書

出席議員(21名)

1番	春田	新一君	2番	小島	德重君
3番	入江	有紀君	4番	船越	洋一君
5番	渕上	清君	6番	脇本	啓喜君
7番	黒田	昭雄君	8番	小田	昭人君
9番	長	信義君	10番	波田	政和君
11番	上野洋	羊次郎君	12番	齋藤	久光君
13番	小宮	教義君	14番	初村	久藏君
15番	大浦	孝司君	16番	小川	廣康君
17番	大部	初幸君	18番	兵頭	栄君
19番	作元	義文君	20番	山本	輝昭君
21番	堀江	政武君			

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 神宮 満也君 次長 糸瀬 美也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部	能成君
教育長	梅野	正博君
しまづくり戦略本部長	平山	秀樹君
総務部長	桐谷	雅宣君
総務課長	有江	正光君
総合政策部長	平間	壽郎君
市民生活部長	俵	輝孝君
福祉部長	仁位	孝良君
保健部長	福井	順一君
農林水産部長	阿比督	留勝 也君
建設部長	西村	圭司君
水道局長	増田	敬一君
教育部長	豊田	充君
中対馬振興部長	多田	満國君
上対馬振興部長	園田	俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ	英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅	一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野	清利君
消防長	竹中	英文君
会計管理者	阿比督	留 保君
監査委員事務局長	松尾	龍典君
農業委員会事務局長	春日館	劃一君

午前10時00分開会

O議長(堀江 政武君) おはようございます。

配付しております議案中、議案第92号及び議案第95号について、本日配付の正誤表のとおり訂正の申し出があっております。上程前であり、議長がこれを許可しておりますので、御了承願います。

ただいまから平成27年第4回対馬市議会定例会を開会します。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(堀江 政武君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、大部初幸君及び兵頭栄君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長(堀江 政武君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付いたしております会期日程案のとおり、本日から 12月18日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。会期は、本日から12月18日までの11日間に 決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長(堀江 政武君) 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第3回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。 また、11月24日の全員協議会で決定されました対馬南警察署の石塀復元に関する要望書に ついては、11月27日に対馬南警察署に持参いたしました。その後、12月3日に要望どおり、 もとの石塀に復元されるとの回答がありましたので報告いたします。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から委員派遣に関する調査報告の提出があっておりますので報告します。

総務文教常任委員会は、島根県松江市を訪問し、松江歴史館について、厚生常任委員会は、熊本県菊池市、山鹿市を訪問し、高齢者福祉事業の取り組みについて、産業建設常任委員会は、山口県長門市、下関市を訪問し、水産物の販路拡大、種苗生産、販売状況について視察、調査研究を行っております。

また、議会運営委員会は、大分県佐伯市、豊後大野市及び福岡県古賀市を訪問し、議会改革について、それぞれ視察、調査研究を行っております。

詳細につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりであります。 以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長(堀江 政武君) 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出があっておりますので、これを許します。市長、財部能成君。

〇市長(財部 能成君) おはようございます。本日、ここに、平成27年第4回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、去る10月25日開催の「対馬国境花火大会」において、花火の火の粉が草むらに燃え移り、約1~クタールの民有地を焼失させてしまう事態となりました。地権者様には大変な御迷惑を、また市民の皆様には御心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。あわせて、出火後、懸命な消火活動に当たっていただいました消防団の皆様に衷心より御礼を申し上げます。

事件後、大会実行委員会において、綿密な検証を行い、再発防止策等について整理されたところです。

次に、9月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、総務部関連でございます。

九州交響楽団による瀬地区慰問演奏会についてです。

9月の集中豪雨により、多大な被害を受けた厳原町瀬地区において、12月5日、九州交響楽団のメンバー9名による慰問演奏会が開催されました。これは翌6日に対馬市公会堂で開催した「音楽でつなぐ島の絆コンサート」の本番前夜の貴重な時間に、九響団員皆様の御好意により実現したものであります。

会場となった瀬ふれあいセンターホールは、地域の方々や復旧に携わった皆様であふれ、クラシックの名曲や東日本大震災の復興支援ソングであります「花は咲く」に加え、唱歌「ふるさと」などを演奏いただきました。

音楽を通して瀬地区を励ましたい、応援したいとの演奏者の思いが会場いっぱいに響き渡り、 来場者・演奏者ともに感動の涙に包まれる演奏会となりました。

被災以来、約100日にわたって御苦労が続く瀬地区の皆様の心をいくばくかのお慰めできた のではないかと存じます。

この場をお借りして、御理解と御協力をいただきました関係者皆様、演奏をいただきました九州交響楽団に心より感謝申し上げる次第です。

次に、総合政策部関連でございます。

対馬市と沖縄県竹富町とのヤマネコ愛ランド共同宣言についてでございます。

平成27年10月8日、イリオモテヤマネコの発見から50年を契機に、イリオモテヤマネコの生息地である沖縄県竹富町とツシマヤマネコの生息地である対馬市との間で、ヤマネコ愛ラン

ド共同宣言を行いました。

この共同宣言では、国内に2種類のヤマネコの存在を広くPRするとともに、関係機関が連携 しヤマネコの保全を行っていくことを宣言しております。

今後、両市町が人とヤマネコが共生できる環境づくりを目指すこととし、ツシマヤマネコの認知度向上とツシマヤマネコの生息地である対馬の豊かな自然をPRしてまいります。

次に、10月16日に京都府立植物園との間で絶滅危惧植物の保全に係る連携協定を締結いた しました。

この協定では、日本植物園協会が位置づける植物多様性保全拠点園として整備された絶滅危惧 植物保全温室において、絶滅の危機にさらされている対馬の固有植物や希少植物の保存を目的と する調査研究において連携した取り組みを推進することを定めております。

今後、京都府立植物園では絶滅危惧種の保存を通じて、対馬の希少植物等生物の種の保全に貢献いただき、市においては、生態系の基礎となる多様な植物の保全を図るため同植物園と連携した事業推進に努めてまいります。

次に、市民生活部関連でございます。

年金委員の設置についてでございますが、対馬市では、かねてより、年金委員の設置に取り組んでまいりましたが、本年10月、24名の民生委員の皆様から就任の承諾をいただき、11月30日、厚生労働大臣からの委嘱状伝達式を行いました。

任期は、平成27年10月30日から平成30年10月29日までの3カ年であります。今後は、年金委員の皆様のお力添えをいただき、長崎北年金事務所とも連携を図りながら、年金制度の周知・啓発に努めてまいります。

次に、福祉部関連でございます。

本年度の対馬市戦没者追悼式を10月23日に豊玉総合運動公園体育館において実施いたしました。

式典には、およそ300名の御遺族皆様の列席を仰ぎ、さきの大戦等において、祖国のために 尊い命を犠牲にされた本市出身の戦没者の方々の御英霊をしのび、あわせて恒久の平和を祈念し ました。

また、ことしは戦後70年の節目の年に当たり、初めての試みといたしまして、地元の豊玉小学校5年、6年生の児童45名が献花を行いました。列席者の皆様からも「大変よかった」との感想を頂戴したところであります。御遺族が年々高齢化していく中、戦争犠牲者への追悼の思いと平和の尊さを次の世代を担う子どもたちに継承していくためにも、意義深いものとなりました。次に、農林水産部関連でございます。

2015釜山国際水産貿易EXPOについてでございます。

本年10月29日から31日にかけて開催されました釜山国際水産貿易EXPOに、対馬漁業協同組合長会の部原会長を団長として、漁協職員や加工業者、対馬振興局職員など19名が参加しました。

期間中、鮮魚や加工品の展示・商談・試食を行い、あわせて、対馬物産品の展示及び観光客誘致に向けた観光パンフレットの配布を行いました。

結果として、商談成立には至りませんでしたが、約60社との商談が行われ、延べ1,270人の来場者に試食を体験していただきました。

さらに、今回の展示会において輸出に関する幾つかの課題が浮き彫りとなりましたので、今後、 国や県の協力をいただきながら、関係者を交えて課題の解決に向けた協議を行い、官民一体となって、韓国への水産物輸出拡大を図ってまいります。

次に、対馬食通祭についてでございます。

この事業は、地産地消を推進するため、平成25年度から実施し、今年度が最終年となります。 過去2年間、食を通じ第1次産業の振興と地域活性化を図りつつ、対馬産農林水産物の消費拡大 と需要拡大を図るため、さまざまなイベントを島内外で繰り広げてまいりました。

去る11月22日、厳原町漁協におけるオープニングイベントに始まり、マグロの解体ショーや鮮魚をはじめとした農林水産物の即売会、加工品の販売、アラ鍋の試食、魚のつかみ取りなど盛りだくさんの内容で、延べ1,000人以上の来客でにぎわいました。

また、12月19日、20日の中間イベント、年明けの<math>1月24日にエンディングイベントを 予定しております。この3カ月の期間中、<math>41店舗の食通祭加盟店と5店舗の加工販売店が参加し、対馬産農林水産物を活用した料理や加工品が提供され、島内におけるPR推進とさらなる消費拡大につながるものと確信しております。

次に、農林水産祭天皇杯の受賞についてでございます。

本市の水産業は、水産資源の減少や担い手不足など非常に厳しい環境下にあります。そのような中、有限会社対馬かまぼこ店代表、島居孝廣氏が農林水産祭で最高位の天皇杯の栄誉に輝かれました。

天皇杯は、過去1年間の農林水産祭において農林水産大臣賞を受賞した491点の中から、水産部門・農林部門など計7部門にそれぞれ授与されるもので大変な栄誉であり、今回の快挙は、本市において平成24年度以来3回目となり、市民にとって大変明るい話題であり、大変喜ばしく思っております。

島居氏は、一般的に調理が難しいと言われるアナゴの刺身を自宅で手軽に味わえるよう加工品 開発を行い、その技術力と味わいが高く評価されたものです。

また、この受賞が、現状の本市水産業において大きな刺激となり、生産者の生産意欲と所得向

上につながることを切に願っております。

次に、建設部関連でございます。

都市計画区域の拡大についてでございますが、現在の厳原市街地から雞知地区周辺まで拡大することを検討してきたところでございますが、その検討結果について御報告を申し上げます。

御承知のとおり、都市計画区域の指定においては、一定規模以上の開発行為や建物の建築に際し、一定の制限が課されることとなりますが、一方、都市の良好な景観の保全・形成が図られることと防災性の向上、安全性、快適性及び利便性の保持などの観点から非常に重要なものと位置づけております。

しかしながら、その指定に当たっては、そこにお住まいの市民の意向が最優先されるべきと考え、平成23年7月に根緒、雞知、大船越の3地区で、平成24年3月には雞知市内3カ所で説明会を開催したところでございますが、いずれの会場においても出席者は少数でありました。

その後、平成25年2月、1,604世帯を対象に実施したアンケート調査の回収率も低調な結果となりましたが、その一方、回答者の半数以上の方が「説明会が開催されることを知らなかった」との意見が寄せられました。

これを受けて、地元区長さんへ「区民皆様の説明会への出席」のお声かけをお願いし、去る 9月2日、再度、雞知地区において意見交換会を開催したところです。

当日は、根緒地区と雞知地区から、36名の市民の皆様に御出席をいただき意見交換を行いましたが、区域指定に対しては慎重論が多く寄せられ、同区域指定に対する御理解を得られませんでした。

結論として、雞知地区までの都市計画区域の拡大については一旦見送ることとし、今後の社会 情勢を見極めながら必要に応じ、対応してまいりたいと思います。

次に、対馬南警察署の石塀についてでございます。

国道382号拡幅事業に伴い、対馬南警察署の石塀が撤去された後、コンクリート擁壁で復旧がなされるという新聞報道等により市民の皆様には大変ご心配をおかけしておりますが、厳原城下町の景観を損ねることを危惧する市民の皆様の石塀復元を求める署名活動や議会及び都市計画審議会からの要望活動が実り、県警本部の方針を変更していただくこととなりました。

予定していたコンクリート擁壁の施工方法を取りやめ、撤去前の石塀に復旧する旨の県警本部 回答を今月3日いただきましたので御報告申し上げ、あわせて市議会並びに市民の皆様のまちづ くりに対する熱い思いと行動に衷心より感謝を申し上げます。

以上が行政報告でございます。

最後に、本定例会において御審議願います案件でございますが、予算に係る専決処分の承認 3件、平成27年度一般会計補正予算等8件、条例の一部改正等7件、第2次対馬市総合計画に ついて1件、公の施設の指定管理者の指定13件、財産処分について1件、あらたに生じた土地 の確認及び字の区域の変更2件、長崎県市町村行政不服審査会の共同設置について1件、合わせ て36件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明をさせたいと思いますので、慎重に御審議のうえ、 適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

〇議長(堀江 政武君) 以上で行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- ○議長(堀江 政武君) 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。 総務文教常任委員長、黒田昭雄君。
- O議員(7番 黒田 昭雄君) おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務 調査の報告を申し上げます。

平成27年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、平成27年11月20日、文化財の保存状況の現状確認及び対馬市子ども夢づくり基金の交付状況について調査いたしました。

まず、上対馬町鰐浦の石積遺構「矢櫃」と峰町佐賀の「円通寺宗家墓地」を、教育委員会から豊田教育部長、小島文化財課長、田口係長の出席を求め、現地調査をいたしました。

石積遺構「矢櫃」は、対馬国界クラブ代表の大江正康氏に御出席・説明をいただきました。 「矢櫃」については、過去に調査された資料はなく、大江氏が単行本「中世の外国人専用港、対 馬矢櫃(奇跡の港)」を発行して初めて注目を浴びた遺構であります。

説明によりますと、鰐浦の西方約2キロに鬼崎があり、付け根の入り江周辺部を矢櫃と呼んでいて、屈折した細長い浦はしけることのない天然の良港で、入り江の西海岸のほとんどに石積みが残り大規模な工事が行われていたと見てとれ、朝鮮通信使など大陸からの船を一時的に停泊させていた専用港ではないかということであります。

文化財の指定は受けていないのに、歴史的価値の潜在力を感じたところですが、松浦市の鷹島 海底遺跡のように水中発掘調査になり、仮に指定を受けたとしても、技術面やコスト面などで課 題が多いだろうと予想できました。

まずは、専門知識や技術等の提供を受けられるように博物館・大学等といった研究機関との連携が必要で、産学官の施策を活用して、持続可能な体制づくりを目指されるよう望みます。

県指定の史跡「円通寺宗家墓地」は、近年の鳥獣被害対策として、指定地背面を簡易な網で囲っていましたが、十分とは言えず、今夏、宝篋印塔をはじめ貴重な史跡が破損しました。また、背後地から竹が侵入し、枯れ竹が落下するなど景観も阻害し、史跡に悪影響を及ぼしている現況でありました。

このままの状況であれば、鳥獣による被害で史跡の破損等が進み、史跡の価値を著しく損なう 恐れがあり、早急な改善が必要と思われます。しかし、補助事業の関係から、受益者負担が生じ ることが一つの課題でもあります。

まずは、所有者のお寺、そして地域の方々が、地域マネージャー等を活用した市民協働で、指定地外を含めた史跡全体の景観について対策を協議していただき、教育委員会としても、鳥獣や枯れ竹等の落下流入対策として、改めて高くて丈夫なフェンスを設置するか、または指定地があまりにも急峻なため指定地を移動して整備する等、所有者の理解を求めながら、指定地外を含めた史跡全体の進めるべき整備の方向性等の方針を定めるよう望みます。

次に、対馬市子ども夢づくり補助金の交付状況について、豊田教育部長、平江生涯学習課長、村井課長補佐、永留係長の出席を求め、調査・研究をいたしました。

この補助金は、本市の学校に在学する児童生徒のスポーツや文化活動等に要する経費を支援し、子どもの夢づくりを育成するため、2億円の基金を活用し、平成26年度から事業実施しております。

今回は、生涯学習課所管のスポーツ活動、文化活動、体験活動で交付した補助金の実績と、非該当となったものを調査いたしました。

文化・スポーツ活動において、島外の大会に参加するための交通費や宿泊費等の保護者の負担を軽減することで、学校における文化・スポーツの振興が図れ、また成果を上げていることから、今後も継続していく必要がありますが、限りある財源の中、現状のままだと数年で基金の枯渇が危惧されます。

各種競技団体・学校等に年間参加計画を立ててもらい参加を一部絞り込むなど、今後は他の自 治体の対応等を参考に内容の見直しが必要と思われました。

続きまして、当委員会は平成27年12月1日、長崎県立対馬歴史民俗資料館を訪問し、その 運営状況等について、当資料館から龍造寺館長、四辻課長、山口主任学芸員、岩永主任に出席い ただき、現地調査をいたしました。

当資料館の施設と事業の概要等を説明いただき、改めて対馬の歴史の貴重性や重要性に感動いたしました。その後、収蔵室、展示室等をくまなく視察させていただきました。貴重な資料の寄託・寄贈を適宜受けておりまして、収蔵資料が増加の一途で、床に保管せざるを得ないような状況でありました。

特に、国指定の重要文化財「対馬宗家関係資料」の保存状況は、破損・虫食い等で傷んだ資料が多く、また採光・空調といった保管環境も万全とは言えず、当資料館の収納能力は限界に近づいているという説明もありました。

委員会といたしましても、国の基準に基づいた、いわゆる重要文化財でも収蔵・展示ができる 施設づくりを行うべきであろうとの認識で一致したところであります。

最後になりましたが、調査・研究のためお忙しい中、御配慮いただきました対馬国界クラブ代表の大江様、円通寺様、対馬歴史民俗資料館の皆様に厚く御礼を申し上げます。

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長(堀江 政武君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第6. 議会改革特別委員会の閉会中の調査報告

- 〇議長(堀江 政武君)日程第6、議会改革特別委員会の閉会中の調査報告を行います。議会改革特別委員長、山本輝昭君。
- ○議員(20番 山本 輝昭君) おはようございます。議会改革特別委員会の調査報告を行います。

議会改革特別委員会の調査状況を、会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成27年11月24日、対馬市役所豊玉庁舎3階議場において、波田委員、大部委員は欠席でありましたが、委員18名と堀江議長にも同席いただき、第7回特別委員会を開催いたしました。

調査の内容は、1、対馬市議会の議員定数について、2、請願第1号、対馬市議会議員の定数 削減を求める請願について、3、議会活性化部会における調査内容について、議会基本条例の制 定に係る調査、研究を協議いたしましたので、その概要を報告いたします。

対馬市議会の議員定数につきましては、まず、議員定数部会長から調査報告を受けました。その関係する部分の内容は、議員定数部会では、10月5日、11月13日に対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において2回の部会を開催し、参考人からの意見聴取及び対馬市議会の議員定数について協議が行われたこと。両日とも参考人を招致し、計14人から意見を聴取した後、質疑を行ったこと。また、10月15日から10月30日まで、対馬市広報紙とホームページにおいて、対馬市議会議員の定数のあり方について市民から意見の募集を行い、10人の市民から意見の提出があり、寄せられた意見を取りまとめたものを、対馬市ホームページで公表したこと。

これまで聴取した参考人の意見や市民から提出された意見は、定数の増員や現状維持などの意見もあったが、定数を削減することが望ましいとの意見が多数を占めており、11月13日に、これまで聴取した意見等を参考として部会としての結論を出すこととし、議員定数を19人とすることが適当であるとの意見が出され、採決の結果、賛成多数で議員定数を19人に削減することに決定したというものです。

部会長報告を受け、質疑、討論の後、起立による採決を行い、全会一致で、部会長報告のとおり、議員定数を19人に削減することに決定いたしました。

請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願につきましては、別途報告しますので割 愛いたします。

議会活性化部会における調査内容につきましては、同部会において新たに調査・研究中の議会基本条例の制定について調査・研究することについて、議会基本条例の制定に関し、制定の是非あるいは調査・研究の方法について議会改革特別委員会での協議をお願いしたいとの部会長報告を受け、協議を行いました。「条例を制定する必要はない。」「条例制定の是非より調査・研究が先である。」「調査・研究のための新たな委員会を設置すべきである。」等の意見が出されましたが、協議の結果、新たに委員数8人による議会基本条例調査研究部会を設置して、調査・研究を行うこととし、第4回定例会の会期中に委員会を開催し、委員の選考を行うことに決定いたしました。

最後に、御多忙中にもかかわらず委員会に御出席いただき、貴重な御意見を賜りました参考人 各位に対し、心からお礼申し上げ、議会改革特別委員会の調査報告といたします。

- ○議長(堀江 政武君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第7. いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告

○議長(堀江 政武君) 日程第7、いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

いづはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。

○議員(4番 船越 洋一君) おはようございます。

いづはら病院跡利用調査特別委員会の調査報告をいたします。

いづはら病院跡利用調査特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により、中間報告をいたします。

本委員会は、9月定例会において直営診療所医師の確保及び医師の派遣についての要望書を発

委により提出いたしました。その議決を受け、9月25日に正副委員長、長崎県病院企業団議員の大浦委員と上野委員及び福井保健部長の5名で、長崎県病院企業団の企業長、副企業長、総務部長及び長崎県の福祉保健部長、医療政策課長へ要望書を直接提出をしてまいりました。

その後、10月23日と11月24日に、豊玉庁舎3階会議室において、福井保健部長、仁位福祉部長ほか担当課長の出席を求め委員会を開催しておりますので、順を追ってその概要を報告をいたします。

まず、10月23日の委員会では、長崎県病院企業団及び長崎県福祉保健部医療政策課への要望書提出の状況を委員に報告後、無床診療所の診療体制及び医師確保の進捗状況について、また、跡利用に係る特別養護老人ホームについて、各担当部から説明を受け、そのことについて協議を行いました。

まず出県時の報告としては、長崎県病院企業団の企業長は、9月議会において、対馬病院のことで議員からの質問があった件で、対馬市長名で回答依頼が来たことに対して大変お怒りになっており、企業長と対馬市長との信頼関係が崩れてしまっていることを実感させられました。

ロシナンテスが紹介する医師については、週に1日、2日の診療業務で、それ以外は地域包括ケアに力を入れていくというような状況では診療業務は成り立たないし、それが理由で医師が不足するから医師の派遣をということに応じることはできないことや、カルテの情報連携についても話がありました。

診療所と介護施設を並行してやっていくことで、対馬病院からの患者をそこで診ていただくことができれば協力できるということでありました。

次に、長崎県福祉保健部長、医療政策課長につきましては、介護施設については県も協議しながら積極的に取り組むとの回答でありました。

また、医師の確保について、苦慮しているので協力をお願いしたい旨、要望もいたしました。 医師確保の状況については、委員から、現在、口頭確認のみなので仮契約でもいいから正式な 書面にすることはできないかとの意見が出ました。できるだけ早く協議を行ってもらい、その報 告を受けるため再度委員会を招集することにいたしました。

それに伴う11月24日の委員会では、前回10月23日に報告後の無床診療所の医師の確保 状況や特別養護老人ホームの公募状況について、各担当部から説明を受け、質疑を行いました。

医師確保のその後の状況については、ロシナンテスとの覚書について協議を申し出て、10月31日に市長がロシナンテス事務局に出向き、川原理事長と協議をした結果、診療体制についての意見の不一致があることで、覚書は差し控えたいとのことであり、医師の確保は困難な状況だということであります。

また、別ルートの医師との交渉状況は、東北の病院に勤務されている方で、対馬のことも調査

されており、現在交渉しているとのことであります。この方は、地方包括ケアについても地域で 実践されており、総合医療を実践され、現在救急病棟に勤務されているとのことであります。

医師2人体制をとるべく、別にもう1人確保できるよう努力しているとのことであります。

そのほかに、改修工事について予算不足が生じる見込みであるとの報告がありました。実施設計の段階になって、老朽化がひどく今後のことを考えるとこのままで使用することは難しい状態であるということがわかったため、それに伴い開院も遅れるとの報告でありました。

委員からは、開院までのスケジュールをもう一度見直す必要がある、また、医師確保について も取り組みはしているようだが、早く確定させることで看護師等の公募人数の決定や、医療器具 の確保等が行われる流れになるとのことから、少しでも早く正式な契約まで結ぶよう指摘があり ました。

また、福祉部から、2回の委員会にわたって、跡利用の特別養護老人ホームについては、長崎県の長寿社会課が主体となって事務を進めていくことで、10月29日、11月9日に現地説明会を開催し、11月10日から12月18日までが公募期間であったこと、特別養護老人ホーム50床とショートステイ40床をまとめて公募が始まっていること、法人が決定するのは来年2月で、法人の報告は決定後になるだろうとの報告がありました。

委員から建物と土地の譲渡について質問があり、建物は5年更新、土地は20年更新で、更新年数は異なるがどちらも無償貸し付けとなるが、指定管理と同じようなリスク分担で契約する予定との回答がありました。今回の改修工事のみだけでなく、開設後の修繕についても法人が負担する方向で契約するよう指摘がありました。

無床診療所の開院日までのスケジュールの再検討や、医師との正式な契約等、市民の医療に対する不安解消に向けて、早急な取り組みが必要であります。

本委員会としては、このいづはら病院跡利用に関し、今後も引き続き、さらなる調査・研究を 進め、医療と介護が一体となった施設としての有効な跡利用の施設の活用が実現できるよう努力 いたしてまいります。

以上で、いづはら病院跡利用調査特別委員会の報告といたします。

- ○議長(堀江 政武君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 17番、大部初幸君。
- ○議員(17番 大部 初幸君) 委員長のこの報告に直接尋ねるわけではないんですけれども、 関連ですから、ちょっとお聞きします。

今この診療所、いづはら病院跡利用の問題で、厳原町、また下地区のほうで、この病院を、今 診療所で済んでいるのが、病院を再度開院するというお話があちこちあってるんですけど、委員 長これお聞きしたことありますか。まず、聞いたことがあるかないかをお聞かせください。

- ○議長(堀江 政武君) いづはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。
- ○議員(4番 船越 洋一君) そのような話は聞いたことありません。
- 〇議長(堀江 政武君) 17番、大部初幸君。
- ○議員(17番 大部 初幸君) 私もそれが当然だと思うんですけども、あまりにもこの話があるものですから、厳原の市民のほうからも、その声が何件か私のほうにも問い合わせがありまして、いや、そういうことは絶対ありませんよと、財部市長のときは、福岡の和白病院をという話やったけども、国と県がだめだということ、ましては企業団も真っ向から反対ということで、この病院の跡利用は市直営の診療所ということで市議会も承認して、それに対して予算もついておるわけですよという説明をしたんですけども、あまりにもこの話があちこち出るもんですから、ちょっとテレビも見られておる人もおられるだろうし、厳原地区、また下地区の人が、そういう混迷したような形になったらいけないと思ってお聞きしました。あくまで直営診療所の決まったとおりで説明してよろしいわけですね。
- ○議長(堀江 政武君) いづはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。
- **○議員(4番 船越 洋一君**) 我々特別委員会は市直営の診療所開設ということで取り組んでおりますので、その以外のことでもありません。
- ○議長(堀江 政武君) ほかに。(「わかりました」と呼ぶ者あり)3番、入江有紀君。
- ○議員(3番 入江 有紀君) 今、委員長報告をお聞きしたんですけど、医者の確保がまだできていないということなんですが、これは医者も見つからないうちに予算をつけて、診療所の改装をされるそうですが、もしこれは医者が見つからなかったときには、責任はどなたがとるんでしょうか。
- ○議長(堀江 政武君) いづはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。
- ○議員(4番 船越 洋一君) まず、医師の確保という、その質問でありますが、今先ほど報告しましたように、当初はロシナンテスからの医師の派遣ということで、医師の確保はできとるということでこの委員会を立ち上げて、直営の診療所をつくりますという方向性で進んでいったわけですが、先ほど説明をしましたように、市長がロシナンテスのほうに出向いて川原理事長と協議をした結果、やはり、その意見の不一致があるというようなこともありまして、ロシナンテスのほうは、一応困難な状況であるというのが現状であります。

なぜかといいますと、ロシナンテスのほうは、週に2日程度の診療をして、あとは地域包括に 取り組みたいという方向でありました。

しかしながら、我々、診療所というのは5日の診療を充実させることによってお医者さんを置くわけですから、それがロシナンテスと対馬市側の意見の不一致があったというような状況だろうと思います。

なぜ、医師もいないのに工事を先に進めるのかというような御質問でございますが、診療所ができない限り、その医師の確保もできませんので、それは9月議会で補正予算をつけていただきましたので、そのとおりに今進めていってますが、先ほど報告しましたように、東北の医師あたりも優秀なお医者さんがおるということで、今それに向けて、獲得に向けて進めているという状況でございます。

- O議長(堀江 政武君) 3番、入江有紀君。
- ○議員(3番 入江 有紀君) 診療所だけ改装して、医者が見つからなかったときには、市民の 税金を使ってから改装をするんですが、どなたが責任をとるかということをお聞きしたい。
- ○議長(堀江 政武君) いづはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。
- ○議員(4番 船越 洋一君) 今、責任は誰がとるのかということでございますが、我々は議会の中で特別委員会をつくって設置をして、その調査、研究をしている機関でありまして、そこの責任云々というのは、我々がとるべき問題じゃないと、これは市政のほうで診療所をつくるということですから、市のほうだと私は思います。
- 〇議長(堀江 政武君) 3番、入江有紀君。
- ○議員(3番 入江 有紀君) 市民の税金を使ってもし失敗したときには、一応市が、市長のほうが責任とられるんですか。改装してしまったは、医師は見つからなかったはってなった場合はどうするんですか、お答えください。
- ○議長(堀江 政武君) 入江議員に申し上げます。今、委員長報告に対する質疑ですので、委員 長に対する質疑を行っておりますので、理事者への質疑は御遠慮ください。 いづはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。
- ○議員(4番 船越 洋一君) 今、できなかったらという責任問題の話が出てますが、これはできなかったらということではなしに、できるように我々は努力をしている状況でありますので、そこら辺は御理解していただきたいと思います。(「そのとおりや」と呼ぶ者あり)
- ○議長(堀江 政武君) ほかに。もう3回になる。まだありますか。3番、入江有紀君。もう 1回、それなら質疑してください。
- ○議員(3番 入江 有紀君) この委員長報告には、私の議員の質問で、病院企業長と対馬市長との信頼関係が悪くなったと書いてありますが、対馬市長と企業長との信頼関係は私がしたわけじゃなくて、前から悪かったんですよ、これは。それは委員長に言っておきます。
- 〇議長(堀江 政武君) いづはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。
- ○議員(4番 船越 洋一君) 今の質問ですけども、9月議会でしたか、議会で議員のほうから 市長のほうに質問があったということで、福祉部のほうですか、そこら辺から直接病院のほうに、 その議員の発言の内容を、要望書を提出をして、議員のお手元にもその回答書が来てると思いま

す。ですから、その件でそういうことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

〇議長(堀江 政武君) ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分からとします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

〇議長(堀江 政武君) 再開します。

日程第8. 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告

O議長(堀江 政武君) 日程第8、対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評 価の報告を行います。

教育部長、豊田充君。

○教育部長(豊田 充君) 対馬市教育委員会の点検・評価報告書(平成26年度分)について、 御説明をいたします。事前に配付しておりましたこの資料でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条において、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検評価を行うこととなっております。

学識経験を有するものの知見の活用を図るため、3人の委員さんからの御所見をいただき、その結果に関する報告書を作成いたしました。

なお、この報告書は、議会に提出するとともに公表しなければならないことになっております。 点検・評価報告書の1ページに自己点検評価について、2ページから5ページに学識経験者の 所見として評価できる点、改善を要する点を、6ページ以降に教育委員会の活動及び管理執行事 務、教育委員会事務局の執行事務、教育委員会から教育長に委任されている事務の項目別の活動 内容等及び点検・評価コメントを記載しております。

教育委員会といたしましても、各委員から、教育委員会と市長部局との連携、教育委員における教育施設の実態把握、校舎等の整備計画の検討、社会教育事業のあり方など、さらなる改善が必要であるとの御意見をいただいております。課題や改善点を整理し、今後の取り組みの方向性を再考していきたいと考えております。

市民に信頼される教育行政を推進するため、「地域が連携して支える教育・文化の充実した人とまち」の実現に向け、今後とも取り組んでいく所存でございます。

以上で、教育委員会の点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

○議長(堀江 政武君) 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、小島德重君。

○議員(2番 小島 徳重君) 報告ありがとうございました。

それで、今回報告いただいた日時が平成27年10月となっております。議会については、この12月の定例会に報告という形で先日手にしたわけですけれども、この報告をもう少し早い時期に報告ができないのかどうか、そのあたりのことをまず伺いたいと思います。

- 〇議長(堀江 政武君) 教育部長、豊田充君。
- ○教育部長(豊田 充君) 教育委員会の点検・評価報告書については、議会へ報告するという ことになっておりますので、報告書が作成できた後の近い議会に報告という形をとらせていただ きたいというふうに思っております。
- **〇議長(堀江 政武君)** 2番、小島德重君。
- ○議員(2番 小島 徳重君) それで、今報告もあったように評価すべき点もあるんですが、改善すべき点も指摘がされております。

それで、平成25年度の報告をいただいたときに、24年分かな、25年度議会に報告があったときに、時期が遅いんじゃないかと、もう少し早く評価し、報告をするというか、市民にも公表すべきであるという要望をしました。そうしましたら、25年度分については、昨年はこの時期よりも早い時期に報告があったように記憶をしております。

やはり前年度の事業評価するのは、学校の暦で言いますと1月といいますかね、までの間にやはり評価、各学校からはもう3月までに出てるわけですから、教育委員会としても夏までに評価をし、そして、せめて9月議会にはやはり報告をしていただくと、そうしますと私ども議会も9月議会以降で、さらに改善すべき点等については議会で審議したり、取り上げ、要望をしたりすることができるというふうに考えます。

今後また同じように毎年報告がなされるんですが、12月時期じゃなくて9月、最低9月議会には間に合うような報告は不可能なのかどうか、もう一度確認をします。

- 〇議長(堀江 政武君) 教育部長、豊田充君。
- **〇教育部長(豊田 充君)** 昨年度の平成25年度分についても、この12月定例会で議会報告 はしております。

小島議員さんの早く9月でも公表できないかという件につきましては、今後委員会等で協議を していきたいというふうに思います。

- O議長(堀江 政武君) 2番、小島德重君。
- ○議員(2番 小島 德重君) 私の記憶違いかわかりませんけども、昨年も要望をしましたです

ね。だからこの時期までにはということを要望したんですけども、またこの12月という時期になると、もう今度、次年度予算等にいろんな要望等をするときも、もう予算の概算等については、 学校とか各施設等から、社会教育施設等からも、もう要望が多分、財政あたりに上がる時期になっていると思います。

そうすると、せっかくの評価が次の年度に生かされないということになってきますので、ぜひ、 やはり事務処理大変なんでしょうけども、早めるような努力をしていただきたいということを改 めて要望しておきます。

以上です。

〇議長(堀江 政武君) ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、9月定例会において、閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました平成26年度の各会計の決算認定については、審査報告書の提出があっております。

日程第9. 認定第1号

○議長(堀江 政武君) 日程第9、認定第1号、平成26年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認 定についてを議題とします。

決算審査特別委員長の審査報告を求めます。決算審査特別委員長、齋藤久光君。

○議員(12番 齋藤 久光君) それでは、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成27年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に閉会中の継続審査として付託されました、認定第1号、平成26年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により、認定すべきものと決定いたしましたので、同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、平成27年10月14日から16日までの3日間にわたり、対馬市議会議場において、市長、代表監査委員をはじめ、各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら慎重に審査を行いました。

平成26年度の一般会計歳入総額は369億3,706万4,803円で、前年度より4.4%の増であります。

また、歳出総額は362億7,301万1,256円で、前年度より4.7%の増となっております。

歳入の構成比率で、自主財源が占める割合は14.9%となっており、前年度より1.1ポイン

ト上昇しています。

歳出の構成比率では、義務的経費の占める割合は40.8%で、前年度より5.2ポイント低下 しているものの、依然として自主財源に乏しい硬直した財政構造となっております。

平成26年度においては、市税などの自主財源は微増となっているものの、合併算定期間が終了したことで地方交付税が減少に転じ、前年度から6億6,000万円余りが減額となっています。

今後の財政運営に当たって目標数値を着実に達成することにより、将来に向けて自立し、安定した財政基盤の確立を図られることを強く望みます。

審査の過程で、事業実施に当たっていくつか要望があっております。

消防費に関して、台風、大雨等の災害時における、市民への注意喚起、避難勧告等の情報提供 手段として、ケーブルテレビだけではなく防災無線も活用されたい。消防車両について、上地区、 中地区、下地区の3ブロックに平等に配備されたい。

商工費に関して、あそうベイパークの多目的広場について、市民がいつでも利用できるような 状態にしていただきたい。観光客のために、市内各地にWi一Fi搭載の自動販売機の設置をし ていただきたい。

衛生費に関して、各地の漁港湾内の漂流ごみ対策について、その処理方法、連絡体制に関する マニュアルを作成しておいてはどうか。

農林水産費に関して、大雨等の自然災害によって死滅した魚類の処理に対して、何らかの補助 金の交付を検討してほしい。海難事故防止のためにも、無線組合への加入促進の働きかけをお願 いしたい。

土木費に関して、厳原横町線の整備を早急に進めてほしい。

教育費に関して、スクールカウンセラーは、市内各学校平等に配置するようお願いしたい。

市長部局におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分考慮され、全ての市民が安心・安全で快適に暮らせるにぎわいのあるまちづくりの推進に向けて、後年度の予算編成や今後の行財政運営に活かされるよう強く要望をいたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

〇議長(堀江 政武君) 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決を行います。認定第1号に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(堀江 政武君) 起立多数です。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10. 認定第2号

日程第11. 認定第3号

日程第12. 認定第4号

日程第13. 認定第5号

日程第14. 認定第6号

<u>日程第15. 認定第7号</u>

日程第16. 認定第8号

日程第17. 認定第9号

日程第18. 認定第10号

日程第19. 認定第11号

○議長(堀江 政武君) 日程第10、認定第2号、平成26年度対馬市診療所特別会計歳入歳出 決算の認定についてから、日程第19、認定第11号、平成26年度対馬市水道事業会計決算の 認定についてまでの10件を一括議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員(7番 黒田 昭雄君) 総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成27年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました認定第8号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告いたします。

歳入決算額5,392万7,060円のうち、1款事業収入253万6,990円、2款国庫支出金1,583万1,199円、3款県支出金468万1,750円、4款繰入金1,614万6,728円、8款市債1,460万円が主な歳入であります。

歳出は、1款総務費2,461万5,848円、2款施設費2,918万2,158円であります。 歳入歳出ともに、前年度に比べ約1,830万円の増は、主に新渡海船「うみさちひこ」建造 工事及び待合所建設工事に係るものでありますが、2款施設費のうち、新渡海船建造工事に係る 経費1億867万1,000円が翌年度に繰り越されています。 慎重に審査し、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 なお、審査の過程で意見、要望が出されましたので申し添えます。

新船は、本年5月18日から新病院の開院にあわせて運航を開始しました。平成27年9月末までの利用実績を前年度と比較すると、周遊観光では順調に伸びていますが、一般の利用者数は当初の見込みより下回っております。原因は精査中とのことですが、利用者の増加に結びつく対策について、利用者の意向はもちろんのこと、公共交通機関や新病院等の関係機関と一体となって取り組まれますよう要望いたします。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

- 〇議長(堀江 政武君) 次に、厚生常任委員長、大部初幸君。
- 〇議員(17番 大部 初幸君) 厚生常任委員会、審査報告をいたします。

平成27年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、認定第2号、平成26年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6件です。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をします。

認定第2号、平成26年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、佐賀歯科診療所の歯科医師配置について質疑があり、現在、週2回の出張診療で検討しているとの説明がありました。

認定第3号、平成26年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、1款 1項1目13節委託料は、国保システム改修業務委託料等の5件の業務委託に係る支出です。そ のうちの「マイナンバー制度(国保)対応システム整備委託」は、平成28年1月からの制度施 行に伴い、市が運用している電算システムである総合行政システムの国保資格に関する業務をマ イナンバーに対応できるようにするためのシステム改修に要する経費です。

3目13節委託料の糖尿病性腎症重症化予防事業委託料は、平成26年度からの事業で、糖尿病治療中の被保険者に対して、調剤薬局の薬剤師による服薬指導のほか、栄養指導・保健指導を 実施し、将来の透析患者増加抑制等による医療費の適正化を目的にするものです。

委員から、健康推進員の活動内容や受診率について質疑がありました。活動内容は、はがき、電話、訪問による受診勧奨を主に取り組んでおりますが、受診率については、平成26年度は、対馬市は37.0%で、長崎県の38.1%及び長崎県内市町国保の37.7%より低い状況との報告がありました。受診率については、まだ改善の余地があり、今後も受診率の向上に向けて取り組むよう、委員から指摘がありました。

認定第4号、平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、1款 1項1目13節委託料は、国保特会同様、後期高齢者資格に関する業務をマイナンバーに対応で きるようにするためのシステム改修に要する経費です。

認定第5号、平成26年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、1款1項 1目13節委託料は、介護保険システム等の改修及び保守点検に係るものに加え、マイナンバー に対応できるようにするためのシステム改修に要する経費です。

1款5項1目計画策定委員会費は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間における本市の各種高齢者サービスの目標量等を定めるため、第6期計画の策定に要した経費です。

認定第6号、平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、1款1項1目1節報酬から4節共済費までは人件費で、7名の一般職員と3名の嘱託職員分を支出しております。

また、新規採用予定の2名分を予算計上しておりましたが、採用に至らなかったため600万円を超す執行残となりました。

認定第7号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定については、1款1項1目施設管理費の決算額は、対前年度比200.7%の増です。

主な要因は、特別養護老人ホーム「日吉の里」を平成27年4月1日付で民間に譲渡したため、その譲渡額約4億円の増加です。なお、譲渡金は平成26年度予算で一般会計へ繰り出して財政調整基金へ積み立て、平成27年度の予算で、国庫補助金と県費補助金及び起債借り入れの繰り上げ償還の経費に充当する予定です。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第7号までの特別会計歳入歳出決算の認 定については、慎重に審議をし、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべき ものと決定をいたしました。

以上で厚生常任委員会の審査報告を終わります。

- ○議長(堀江 政武君) 次に、産業建設常任委員長、春田新一君。
- 〇議員(1番 春田 新一君) 産業建設常任委員会、審査報告をいたします。

平成27年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件、認定第9号、平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成26年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成26年度対馬市水道事業会計決算の認定について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告をいたします。

認定第9号、平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入 について、新設加入金は42件の新規水道加入金などであり、一般会計負担金は、仁田地区統合 簡易水道基幹改良事業に係る消火栓設置工事の負担金であります。料金収納率は、現年度分が 98.27%、過年度分が31.60%となっており、過年度分433万5,480円の不納欠損 処理をしております。

簡易水道事業補助金は、仁田地区統合簡易水道整備事業、雞知地区簡易水道整備事業及び基幹改良事業に対する国庫補助金であり、一般会計繰入金は、公債費償還元金及び利子、高料金対策及び建設改良分に対する一般会計からの繰入金であります。なお、予算額に対して決算額の減は、雞知地区簡易水道基幹改良事業及び市道グリーンピア樽ヶ浜線水道管布設事業の繰り越しによるものであります。

歳出について、一般管理費の積立金は、簡易水道事業財政調整基金積立金であり、平成26年度末の基金残高は、8,135万9,000円となっております。また、水道建設費の工事請負費は、雞知地区簡易水道基幹改良工事等の簡易水道整備工事、雞知地区簡易水道整備工事(補助事業分)、仁田地区統合簡易水道整備工事及び仁田地区統合簡易水道整備事業に伴う消火栓設置工事、市道赤島線水道管移設工事等であります。

次に、認定第10号、平成26年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、対象件数89件のうち、平成26年度末の加入件数は60件(対前年度比1件増)で、加入率は67.42%となっております。また、平成26年度末の下水道事業債の未償還残高は2億2,307万2,487円で、最終償還は平成46年3月となっております。

次に、認定第11号、平成26年度対馬市水道事業会計決算の認定について、収益的収入及び支出は、水道事業収益3億4,786万6,649円、水道事業費用3億2,418万1,238円で、当年度純利益は税抜きで、1,485万3,280円であります。なお、水道料金収納率は、現年度分が95.61%、過年度分が52.35%となっております。

資本的収入及び支出については、資本的収入1億5,510万2,769円、資本的支出2億1,625万4,543円で、翌年度繰越額1億2,423万31円は、内院簡易水道基幹改良事業などの繰り越しであります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、6,115万1,774円は、当年度 分消費税及び地方消費税資本的収支調整額876万5,143円、過年度分損益勘定留保資金 5,238万6,631円で補塡をしております。

最後に、委員からの指摘・要望事項の主なものとして、水道料金の徴収率の向上策について、 徴収を行う嘱託職員へのさらなる指導、教育、配置強化などの意見が出されました。徴収率の向 上に向けて努力をされていることは理解をしておりますが、使用者負担の公平を期するためにも、 未収金の解消に向けた対策として、今後検討をお願いするところであります。

また、床上浸水など水害に遭われた住宅の清掃に係る水道の使用について質疑が集中をいたしました。市の対応としては、災害発生月の前月の水道料金をもとに水道料金の減免措置を行って

いる旨の答弁がございました。

以上、本委員会に付託されました、認定第9号、認定第10号及び認定第11号の3議案は慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長(堀江 政武君) 以上で、3常任委員長の報告が終わりました。 これから質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 次に、厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(堀江 政武君) 次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号から認定第11号までの10件に対する討論・採決を一括して行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。10件に対する各常任委員長の報告は、いずれも認定とするものです。

お諮りします。認定第2号、平成26年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成26年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成26年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成26年度対馬市衛易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成26年度対馬市非落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成26年度対馬市水道事業会計決算の認定についての10件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(堀江 政武君) 起立多数です。したがって、認定第2号から第11号までの10件は、 委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20. 請願第1号

○議長(堀江 政武君) 日程第20、請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願を議題とします。

本件は継続審査事件として議会改革特別委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。

議会改革特別委員長、山本輝昭君。

〇議員(20番 山本 輝昭君) 議会改革特別委員会審査報告を行います。

平成27年第1回定例会で会議規則第141条第2項の規定により本委員会に付託を受け、閉会中の継続審査として、第2回及び第3回定例会で再度継続審査としておりました請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、平成27年11月24日、対馬市役所豊玉庁舎3階議場において、波田委員、大部委員は欠席でありましたが、委員18名と堀江議長にも同席いただき、第7回特別委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

まず、議員定数部会長から調査報告を受けました。その関係する部分の内容は、議員定数部会では、11月13日に対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において部会を開催し、対馬市議会の議員定数及び請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願について協議が行われたこと。これまで聴取した意見等を参考として、議員定数を19人とすることが適当であるとの意見が出され、採決の結果、議員定数を19人に削減することに決定したこと。その後、請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願について審議し、請願者が求める削減後の議員定数は18人であり、部会で決定した19人とは異なるため、請願第1号は不採択とすることに決定したというものです。

部会長報告を受け、さきに対馬市議会の議員定数を19人に削減することが決定されたことから、請願第1号について、質疑、討論の後、採決の結果、賛成少数により、部会長報告のとおり 請願第1号を不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で議会改革特別委員会の審査報告といたします。

〇議長(堀江 政武君) 報告が終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。請願第1号に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は不採択であります。したがって、請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。採択することに賛成の方です。

[賛成者起立]

○議長(堀江 政武君) 起立少数です。本件は不採択とすることに決定しました。 昼食休憩とします。再開は1時からとします。

		午前11時54分休憩
		午後 0 時59分再開
办 武尹)	再開」ます	

○議長(堀江 政武君) 再開します。

日程第21. 承認第12号

日程第22. 承認第13号

日程第23. 承認第14号

○議長(堀江 政武君) 日程第21、承認第12号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬市一般会計補正予算(第3号))から、日程第23、承認第14号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号))までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長(桐谷 雅宣君) ただいま議題となりました承認第12号、専決処分の承認を求める ことについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度対馬市一般会計補正予算(第3号)を、去る9月24日付で地方自治 法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、 承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、去る9月1日及び17日に発生いたしました豪雨による災害復旧対策費がその 主なものでございます。

また、昨年度、国が推進いたします地域の元気創造プランに基づく地域活性化事業の一つでご ざいます分散型エネルギーインフラプロジェクトにつきまして、地域の特性を生かしたエネル ギー事業導入計画のマスタープラン策定事業を総務省の委託団体として本市が選定をされ、平成 26年度よりその事業を進めてきているところでございます。

このことにつきましては、平成26年7月に開催をいたしました臨時議会におきまして議決を いただき、補正第2号にて予算措置をしているところでございます。

本年9月下旬、本年度の事業立ち上げ詳細分析事業委託団体に本市が決定をしたいとの通知が 総務省より参ったところでございます。工期等の関係もございまして、急遽今回の補正予算に計 上させていただいたところでございます。

なお、本年度のこの委託団体には、本市を含めまして全国で4団体が選定をされたということ でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,400万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ325億3,291万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、4ページから5ページにかけての「第2表地方債補 正」によるとするもので、災害復旧事業債を増額をし、起債限度額を35億5,070万円と定 めております。

次に、歳入歳出補正予算の内容についてでございますが、8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税につきましては、普通交付税を2億5,556万円追加をいたしております。

次に、災害復旧事業に充当いたします特定財源といたしまして14款国庫支出金に1億3,920万円、15款県支出金に4,234万円、21款市債に6,800万円を計上いたしてございます。また、分散型エネルギーインフラプロジェクト事業の委託金といたしまして、14款の国庫支出金に事業委託金890万円を計上いたしてございます。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費の企画費でございますが、分散型エネルギーインフラプロジェクト 事業に係る事業費といたしまして、国庫の事業委託金と同額の890万円を計上いたしてござい ます。

3 款民生費 4 項災害救助費は、災害ごみ運搬処理経費、災害見舞金など、1,376万8,000円、4款衛生費1項保健衛生費につきましては、水道施設の災害復旧負担金及び繰出

金といたしまして2,287万3,000円を計上いたしております。

11款の災害復旧費につきましては、1項の農林水産施設災害復旧費、12ページの2項公共 土木施設災害復旧費、14ページの3項文教施設災害復旧費にそれぞれ復旧事業費を予算化をい たしてございます。

14款予備費でございますが、今回の災害により、市道路面土砂、倒木処理など、市民生活の うえで緊急を要する経費に予備費を約2,000万円充用をいたし対応いたしております。この ため今後の不測の事態に対処するために、予備費に2,000万円を追加補正をいたしておりま す。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお 願いいたします。

- 〇議長(堀江 政武君) 水道局長、増田敬一君。
- ○水道局長(増田 敬一君) ただいま一括議題となりました承認第13号及び承認第14号は、 水道局所管の案件でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

承認第13号は、平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を平成27年9月24日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

補正の理由は、9月1日の豪雨災害による簡易水道施設災害復旧工事費でございます。

別冊の平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算書(第2号)の1ページをお願いを いたします。

平成27年度対馬市の簡易水道事業特別会計補正予算書(第2号)は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,767万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,012万3,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。 次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、6ページ及び7ページをお願いをいたします。

6 款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1,767万3,000円の追加は、災害復旧費に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款簡易水道費3項災害復旧事業費1目災害復旧事業費1,767万3,000円の増額は、焼 松浄水場施設修理工事など9件の災害復旧工事費の追加補正であります。 続きまして、承認第14号は、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)を平成27年9月24日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

補正の理由は、承認第13号と同じく、去る9月1日の豪雨災害による水道施設災害復旧工事 費でございます。

別冊の平成27年度対馬市水道事業会計補正予算書(第1号)の1ページをお願いをいたします。

第1条、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによることを規定し、第2条、予算、第4条、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億2,832万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,413万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億419万2,000円で補塡するものとするに改め、資本的収入の予定額を520万円追加し、2億6,269万円とし、資本的支出の予定額を520万円追加し、3億9,101万6,000円とするものであります。

補正予算の内訳でございますが、4ページ、5ページをお願いをいたします。

資本的収入につきましては、1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金520万円の増額は、 一般会計からの災害復旧事業負担金の追加であります。

次に、資本的支出につきましては、1款資本的支出3項災害復旧費1目災害復旧費520万円の増額は、佐須簡易水道施設など3件の水道施設災害復旧工事費の追加であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願いをいたします。

〇議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。 3件は委員会への付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。 3件は委員会への付託を省略することに決定しま した。

これから各案ごとに討論・採決を行います。承認第12号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬市一般会計補正予算(第3号))について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。承認第12号は、原案のとおり承認する ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号))について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。承認第13号は、原案のとおり承認する ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第14号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬市水道事業会 計補正予算(第1号))について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。承認第14号は、原案のとおり承認する ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

日程第24. 議案第83号

〇議長(堀江 政武君)日程第24、議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

〇総務部長(桐谷 雅宣君) ただいま議題となりました議案第83号、平成27年度対馬市一般 会計補正予算(第4号)につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、対馬の歴史、文化の情報発展拠点となる対馬博物館建設事業、来年度から金田 小学校へ統合する阿連小学校の統合に伴いますスクールバス車庫及び待合所建設事業、旧対馬い づはら病院跡地に診療所を開設するための施設改修費の追加、公共土木施設等の災害復旧事業費 の追加、地方債の繰り上げ償還などがその主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、平成27年度対馬市一般会計補正予算(第4号)は次に 定めることによることを規定をし、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額 から歳入歳出それぞれ1億5,690万円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 323億7,601万9,000円とするものでございます。 第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条、継続費の補正でございますが、6ページから7ページにかけての「第2表継続費補 正」によるとするもので、博物館建設事業を追加をし、市道西津屋線改良事業の総額の増及び年 割額の変更をいたしております。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更を6ページから7ページにかけての「第3表地方債補正」によるとするものとし、地方債の限度額を33億9,570万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、その主なものを御説明を申し上げます。予算書の12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税は普通交付税を3億1,848万1,000円追加をいたしてございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、1目民生費国庫負担金へ自立支援費負担金2,194万3,000円、施設型給付費負担金5,291万5,000円など、8,483万2,000円を、4目災害復旧費国庫負担金に公共土木施設災害復旧事業費負担金5,040万円をそれぞれ追加をいたしております。2項国庫補助金でございますが、1目総務費国庫補助金で、地域経済循環創造事業交付金5,500万円の減、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金1,100万円の追加、2目民生費国庫補助金でございますが、予算書は14ページとなります。保育緊急確保事業補助金2,200万円の減につきましては、補助制度の変更に伴うもので、先ほど申し上げました国庫補助金の施設型給付費負担金へ振り替わるものでございます。4目農林水産業費国庫補助金1億414万8,000円の減及び6目土木費国庫補助金4億8,312万8,000円の減は、国庫補助の内示額の決定による調整でございます。

15款県支出金1項県負担金でございますが、1目民生費県負担金へ自立支援費負担金1,097万2,000円、施設型給付費負担金2,645万7,000円など、4,183万1,000円を追加をいたしております。2項県補助金でございますが、全体で5,679万2,000円の減額といたしておりますが、主なものは1目総務費県補助金で、地籍調査事業補助金2,497万5,000円の減、2目民生費県補助金で、保育緊急確保事業補助金1,100万円の減、4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金で有害鳥獣被害防止対策事業補助金を500万円、機構集積支援事業費補助金を3,930万2,000円追加をいたしております。林業費補助金の森林整備加速化林業再生事業補助金1,850万円の減は、シイタケ原木に係る補助金でございますが、補助制度の変更に伴うものでございまして、県補助金が事業者へ直接交付

されることとなったことによるものでございます。

16ページをお願いいたします。

水産業費補助金では、漁港整備事業補助費3,300万3,000円の減などでございます。 3項委託金につきましては、長崎県議会議員選挙委託金3,392万9,000円を減額をいたしております。

18款繰入金につきましては、減債基金2億円の繰り入れにつきましては、公債費の繰り上げ 償還へ充当し、子ども夢づくり基金の550万円につきましては、スポーツ活動振興補助金の追 加のため、合併振興基金の1,900万円につきましては、まちづくり交付金事業などの建設事 業の財源調整のためそれぞれ追加をいたしております。

20款諸収入5項の雑入でございますが、長崎県鳥獣被害防止対策推進協議会から交付されます鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金200万円の追加、長崎県と一体で整備をする博物館 建設事業に係る長崎県負担金755万1,000円などでございます。

18ページをお願いいたします。

21款市債でございますが、全体で1億5,500万円を減額をいたしております。主に補助 内示額の減に伴う事業費の減によるものでございますが、8目教育債に博物館建設事業債 3,380万円を計上し、9目災害復旧債に1,280万円を追加をいたしております。

続きまして、歳出について説明をいたします。

なお、歳出につきましては、別途参考資料をお配りをいたしておりますので、あわせてご覧く ださいますようお願いいたします。

予算書の20ページとなります。

2款総務費1項総務管理費5目の財産管理費につきましては、庁舎、集会施設の維持補修に修繕料、工事請負費など693万7,000円の追加でございます。

予算書の22ページをお願いいたします。

7目企画費につきましては、6,300万5,000円減額いたしております。主なものは、11節のCATV施設の修繕料2,474万6,000円の追加、15節の災害対応型再生可能エネルギー設備設置工事の減につきましては、平成28年度までの2カ年の県補助事業として実施するため28年度に実施する工事費3,226万5,000円を減額するものでございまして、19節の地域経済循環創造事業補助金5,500万円の減につきましては、地域の特産品を生かした民間事業を支援する総務省の交付金事業の決定によるもので採択されなかった事業費を減額いたしております。また、19節地方バス路線維持費補助金でございますが、資料のほうは1ページの上段でございます。110万7,000円を追加をいたしております。

予算書の24ページをお願いいたします。

4項の選挙費でございますが、本年4月に予定をされておりました長崎県議会議員選挙が無投票となり執行されなかったことによります減額でございます。

26ページをお願いいたします。

5項統計調査費につきましては、いずれも補助事業費等の決定による調整でございます。

3項民生費1項社会福祉費でございますが、1目社会福祉総務費は、20節扶助費に自立支援給付費3,419万8,000円の追加、障害児通所給付費1,572万5,000円の追加、5目老人福祉費でございますが、28ページとなります。20節扶助費に養護老人ホーム入所措置費991万5,000円及び高齢者生活支援給付361万1,000円の追加などでございます。

2項児童福祉費2目児童福祉施設費、資料につきましては1ページの中段でございます。来年の4月に比田勝地区に開園予定の認定こども園に係る消耗品72万1,000円並びに備品購入費613万5,000円を計上いたしてございます。

予算書30ページをお願いいたします。

予算書は32ページでございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目の保健衛生総務費の19節でございますが、水道事業負担金といたしまして550万円の減額、28節の繰出金に診療所特別会計繰出金1,203万6,000円の追加、簡易水道特別会計繰出金といたしまして3,445万4,000円の減などでございます。5目診療所費でございますが、資料は1ページの下段でございます。旧対馬いづはら病院跡地への診療所開設事業の追加工事費といたしまして3,486万3,000円の追加でございます。

2項清掃費1目清掃総務費は、海岸漂着物等地域対策推進事業の補助対象事業費の調整でございます。

6款農林水産業費1項農業費でございますが、3目農業振興費6,216万6,000円の追加につきましては、8節の農地中間管理事業の機構集積協力金3,930万2,000円の追加、予算書の34ページとなります。19節にイノシシ捕獲補助金2,000万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金242万7,000円の追加などでございます。

2項林業費2目の林業振興費でございますが、19節シイタケ生産推進補助金1,850万円 の減、これにつきましては、シイタケ原木に係る補助金でございますが、県補助金につきまして、 事業者へ直接交付されることとなったためによる県補助金相当分を減額をいたしております。

3項水産業費でございますが、予算書は36ページとなります。3目漁港管理費は、浮き桟橋などの修繕料の追加、4目漁港建設費につきましては、国庫補助内示額の決定による事業費の調整を行っておるところでございます。

予算書は38ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋りょう費でございますが、2目道路維持費につきましては、市道の維持

補修工事700万円の追加、3目道路新設改良費及び40ページでございますが、4目の橋りょう費につきましては、国庫補助内示額の決定による事業費の調整でございます。

3款河川費につきましては、先般の豪雨により被害を受けた美津島町賀谷地区内の河川排水路整備のため、測量設計委託費1,677万9,000円を計上いたしております。

5項の都市計画費でございますが、資料は2ページの上段でございます。まちづくり交付金事業といたしまして実施をいたしております都市計画道路横町線整備の用地購入費、建物等補償費を1億350万円追加をいたしております。

予算書の42ページをお願いいたします。

6項住宅費、2目住宅建設費につきましては、国庫補助内示額の決定による調整でございます。 9款消防費4目防災対策費につきましては、さきの豪雨により床上浸水などの被害を受けた桟 原の被災地区の排水対策といたしまして、地区内排水路整備のための測量設計委託料といたしま して485万7,000円を計上いたしております。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費につきましては、学校施設機械器具の修繕などのための追加でございます。

予算書の44ページをお願いいたします。

2目教育振興費につきましてですが、資料は2ページの中段でございます。来年度からの阿連小学校の金田小学校への統合に伴いましてスクールバスの車庫及び待合所建設のため、設計委託料及び工事請負費を計上いたしております。この事業につきましては、地元地区の意向を受けまして、旧阿連保健福祉館跡地へ建設することから、旧施設の解体もあわせて行うものでございます。3項中学校費でございますが、小学校費と同様、学校施設の修繕、補修工事などの追加でございます。5項社会教育費2目公民館費は資料は2ページの下段でございます。美津島町文化会館の屋上防水工事に設計委託料及び工事費合わせまして1,200万1,000円を計上いたしてございます。

46ページをお願いいたします。

3目文化財保護費でございますが、お船江保存整備工事の一部変更などによる325万1,000円の減、4目博物館費でございますが、資料は3ページの上段でございます。本市と長崎県が一体で整備いたします博物館建設事業の地質調査、基本設計及び実施設計費など5,740万7,000円を計上いたしております。この事業につきましては、継続費で実施することとし、総額を1億8,373万4,000円、その期間と年割額を平成27年度5,905万6,000円、平成28年度1億2,467万8,000円といたしております。

予算書の48ページをお願いいたします。

6項保健体育費1目保健体育総務費につきましては、資料は3ページの中段でございます。ス

ポーツ活動振興補助金を600万円追加をいたしてございます。

11款災害復旧費でございますが、9月の大雨に係る災害復旧費につきましては、3号補正予算で計上済みでございますが、調査等の結果、箇所の追加、事業費の増額などによるものでございます。

12款公債費につきましては、財政運営の健全化を図るため、3月の定時償還時に合わせまして繰り上げ償還を5億円実施をしようとするものでございます。充当財源につきましては減債基金からの繰り入れを予定をいたしてございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、小島德重君。

○議員(2番 小島 徳重君) 10款5項4目の博物館の建設事業について、3点ほどお尋ねを したいと思います。

まず1点目は、8月21日の全員協議会の折に、対馬博物館、県立の歴史研究センターの必要性という資料提示があったわけですが、その中では、対馬の現状と課題というところからの分析がなされて、必要な取り組みとして、対馬独自の自然・歴史・文化の魅力を活用した観光を核とした産業振興のために博物館を計画をするというふうな説明がございました。

「対馬まるごと自然と歴史・文化の交流圏づくり」という名目が打ち出されましたし、対馬全体を一つの博物園的空間としてするということで、対馬の自然・歴史・文化というのが並んで打ち出されていたんですが、今回といいますか、先般の11月の24日の全員協議会で説明があった資料では、自然という項目が削られておりました。これはどういうことから自然ということが落ちたのかということを全員協議会のときにもお尋ねをしたんですけれども、そのときに十分な私は説明、納得はできませんでしたので、再度ここで確認をさせていただきたいと思います。

と申しますのは、第2次の総合計画、あるいは人口ビジョンに係っての総合戦略等を見まして も、対馬の魅力としては自然、そして歴史・文化、これを打ち出すべきだというふうに記載をさ れておりますけども、どうしてこの時期になって自然というのが落ちたのかということが第1点 でございます。

それから、2点目は、建設費に係ってのお尋ねです。

このことは同じような形で県と一体化して建設をされた一支国博物館の例と対比しながらお尋ねをしたいと思うんですが、一支国博物館の場合は、県の埋蔵文化財センターとあわせて建設を

されて、総事業費37億円でした。そのうち県が建設する埋蔵文化財センターは7.1億円、一支国博物館は29.9億というふうに把握をしております。その29.9億のうち、国がいわゆる合併特例債等とかまちづくり交付金等を充てて国の負担が21.8億、そして県が5.9億、市が2.2億で建設されたというふうに私は捉えております。市の負担は一般財源として、いわゆる特例債の交付税措置されない分についての市単独の持ち出し分、合わせまして2.2億です。

今回、対馬市が計画をされております対馬博物館と県の歴史研究センターの費用は、今回、8月の説明から予算が少し落ちて34.2億というふうに提示がされました。そのうち県の歴史研究センターは、当初新築の予算から改築になって2.3億がこれにあって県は充てると、そうしますと、残った31.9億が対馬市の建設する対馬歴史博物館の予定だというふうに提示がされております。その31.9億の内容を見ますと、国が21.13億円ということ、億単位で申します。県が2.54億、市が8.8億円の負担となっております。

同じような形でつくられた一支国の場合の持ち出し分と対馬市の持ち出し分がどうしてこのように大きな数字の違いがあるのかということが私も納得がいきませんし、市民サイドでも、壱岐と対比した場合にどうしてこんなに差があるのかということで、やはり納得のいく説明をしていただかなければいけないと思います。

私が持っている資料によりますと、壱岐市の場合は県が市に5.9億円の県費補助をしたというふうにあります。対馬市の場合は、それが今の段階では見えてきません。県が負担するのは共用部分の2分の1の2.54億円のみとなっております。このあたりは同じ県下、同じ離島、そして同じような国の特定特別史跡を持っている壱岐、それから対馬市の場合、宗家文書は国の重要文化財です。同じような価値を持っているのに、それを収納したり、あるいは展示するのにどうしてこういうふうに差が出るのかということを御説明いただきたいと思います。

それから3点目、これは今後の運営のことですから、また委員会等でも付託されて審議されると思いますが、この運営に係っても、これは博物館を建設すれば当然負担があるわけですが、このあたりについても先般の全員協議会でもいろいろ議論があったし、委員会でもそういう話し合いがあったというふうに聞いておりますけども、このあたりについての具体的に市の負担、市民の負担をできるだけ軽減するためには何か方策を考えてあるかということをもう一度確認をしたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

- 〇議長(堀江 政武君) 総合政策部長、平間壽郎君。
- ○総合政策部長(平間 壽郎君) まず、1点目でございますが、11月24日の折にも同じ質問をいただいたと思います。

当初、この対馬の自然・歴史・文化、それから24日の日には自然が抜けてるじゃないかとい

うような、そういう御指摘だったと思いますが、11月24日の折も御説明をしておりますとおり、24日の日に基本計画をお配りをしております。これの8ページでございます。8ページにつきましては、対馬の自然・歴史・文化の発信を確かにするということできちんとうたっております。ただ、スペース的にどうしても対馬の場合は歴史・文化が中心になろうかと思います。もちろん自然も大事であろうとは思いますが、歴史・文化と自然を均等に扱うというような、そういうことにはならないかというふうな気がいたします。基本的には基本設計、実施設計、今後やって取り組んでまいりますので、その中でスペース的なものもおのずと決まってくると思いますが、自然につきましては、どうしても限定されたスペースにならざるを得ないというふうな印象を持っております。

それから2点目に、一支国の博物館との御指摘を受けましたけども、壱岐の場合は、私も詳細は把握しておりませんけども、基本的には、あそこは原の辻遺跡というのが発見をされました。そういったこともございまして、県が主導的に歴史文化研究センター、埋蔵文化センターなるものを主導的に県が決定をされ進められたということで、県と市の役割分担っていうのは、決して対馬の、壱岐の例と対馬の場合が同様に扱うということは必ずしも現実的じゃないというふうに考えております。

3点目の運営に関することでございます。博物館の維持管理費につきましては、総務委員会のほうで松江の歴史館を視察をされてます。松江の場合は人件費を除きますと約3,000万ぐらいの維持管理費に落ち着いておるようです。

あとはフロアのスタッフ等が1,800万ぐらいでございますか、3,600万ぐらいですね、 人件費、これは観光振興公社とか民間のほうにフロアのスタッフを委託をされる、通常の維持管 理費というのは3,000万ぐらいと、それに比較すれば、対馬の例えば5,000万っていうの は決しておかしな数字じゃないというふうな気もいたしております。

それと、11月24日の全員協議会におきまして、財源の確保に努めるようにと、またふるさと納税に取り組むのも一つの方法ではないかというような御意見を多数議員さん方からいただきました。

御指摘のとおり、ふるさと納税制度も財源確保の方法として大変有効な方法の一つと考えておりまして、現在、新年度に向けましてふるさと納税の組み立てを検討中でございます。

1つは、寄付金の募集のやり方といたしまして、これまでは自然環境の保全とか地場産品の研究開発など、抽象的な大きなくくりの中で寄付金を募ってきたところでございます。現在、検討をしているものは、寄付を募る際に指定をしていただく事業メニューといたしまして、対馬独自のより具体的な事業メニューを打ち出すことは、より効果的であるという、そういう視点から、例えば対州馬の保全事業、またツマアカスズメバチの対策事業などに対してふるさと納税をいた

だくということを検討しておりまして、博物館に関する事業につきましても、現在ユネスコ世界 記憶遺産の登録を目指して進めておりますが、日韓友好の歴史的象徴であります朝鮮通信使を テーマとして、例えば平成の交流企画、事業的なものを検討しており、事業メニューに盛り込ん でいくことを現在検討しております。

また、あわせまして、ふるさと納税、お互いに魅力ある制度の運用を図ることも必要と考えておりますので、返礼品のあり方につきましても、農林水産物の消費拡大という行政報告でもございましたが、そういうものも視野に置きながら前向きに一歩踏み出して取り組んでまいりたいと考えております。

11月24日の全協の折に総務部長が申しましたように、議員さん方の貴重な御意見と、あわせてふるさと納税の組み立てたものを新しい市長さんにしっかりと引き継いで申し送りをしていきたいと考えております。

また、企業版のふるさと納税制度っていうのが来年度の税制大綱のほうに盛り込まれるという 情報も入っておりますので、その利活用についても今後プロジェクトチームを立ち上げるなど、 積極的に取り組むことによりまして、特定財源の確保に努めてまいりたいと思いますので、御理 解を賜りたいと思います。

- 〇議長(堀江 政武君) 2番、小島德重君。
- ○議員(2番 小島 徳重君) まず、1点目の自然の取り扱いのことなんですけど、スペース的にも限度があるということ、これもわからないではないですね。

それから、対馬の場合は、歴史、民俗、これが中心になるというのも十分わかります。だけども、その考え方の中で、やはり対馬の場合は自然、いわゆる山ですね、それから海、そしてそこに生活する私たちの生活そのものも自然の一部に組み込まれています。そういう考え方で、最近の博物館の考え方としては、歴史と自然を切り離すんじゃなくて、いわゆる融合した博物館というのが全国的な大きな流れになりつつあるんですよね。

私たちも会派で三重県の総合博物館を政務活動の調査で行かせていただきました。その例として、三重県の総合博物館等がそういう考え方でつくられた最も今成功している博物館です。同じように北海道の博物館もそういう自然と歴史・文化・民俗、そういうものを融合したものとして取り扱われているわけです。

そういう考え方を専門の学芸員もおられるわけですから、十分、多分把握してあると思うんですよ。把握したうえで8月の時点では自然を一番頭にして打ち出したのに、なぜ3カ月の間に方針が、自然というのが落ちたかなというのが解せないんですよ。

今、部長言われた8ページのこと、そこに、確かに8ページに記載してありますよね。それが、 なぜそれなら博物館をつくろうという必要性のあるという資料の中に組み込まれないですっぽり 落ちてしまったかというのが解せない。だから、私はあえてまたここで市民の方にもわかっていただきたいということで、再度尋ねたんです。

だから、そのことについてはもっと詰めたもので、自然ということを、この前、担当者は特設コーナーででも扱いましょうというような考え方も言われました。確かに特設で扱う方法もあるけれどね、やっぱり常時、対馬を訪れた人が自然と歴史と文化をすぐぱっと博物館に入ったときに、対馬というのは、こういうすばらしい自然があるんだなということを一目で見てわかって、そしてそこからまた対馬の各地の自然や文化に触れる、歴史に触れるために出かけていく、そういうことによって滞在する観光客も増えるという考え方をとるべきではないかというふうに私は思っています。

それから、2番目の、いわゆる費用分担については、今部長は、壱岐は原の辻遺跡というものが出たと、これは確かに国の特別史跡になりましたし、全国的にも知られました。しかし、対馬の宗家文書も中心とした対馬の歴史的なものも、これはそれに劣らないだけの価値があるじゃないですか。それで対馬市もかつて国立博物館の分館をつくろうじゃないかと、そういう運動まで起こした。そして、今の主な資料は、県が保有しているものでしょ。

そうすると、いわゆる保存、収納する、そういうことについても、展示することについても、 もっとやっぱり県が対馬の文化財に目を向けるように働きかけるべきだというふうに私は思うん です。

そのあたりが、この前担当者も、壱岐は確かに少ない費用でできたんですけど、それ以上のことはと言って言葉を濁して答弁というか、回答が納得いくものができなかったから、私はあえて取り上げたんですよ。

あした委員会からまた、でも、審議が始まりますからね、壱岐ができたその費用分担の資料、 それから対馬市が今つくろうとしている費用分担を、やはり議会にももっと明確に示して判断を 仰ぐべきだということを申し上げておきます。

それから、3番目のふるさと納税を中心として、やはり運営に係る費用をなるべく市民に負担 かからないようにということ、これは今部長述べられたこと、いろいろアイデア述べられたこと、 私も賛成ですよ。

それで、先ほど言ったように、三重の博物館も行ってきましたらね、企業に協賛を仰いだり、 寄付を仰いだり、それからイベントをいろんな事業所とか団体に仰いで、そして費用を生み出し ていると、そういう工夫もしてありました。これは後のことでいいですから、またいつかそうい う議論はしたいと思いますけどね、そういうことを一応私きょう、一般質問で取り上げようかと 思っとったんですけど、いろんな制約があるということで、あえてここでそのことを触れさせて いただきました。 それから、ふるさと納税のことが出ましたので、このことについて少し触れさせていただきます。

私は、議会で3回ほどこのことについては取り上げました。財部市長は自分の市政としてのあり方として、ふるさと納税に特典をつけるやり方は取り入れないということで言われたんです。しかし、後半になって、今年度になってからは検討しましょうとか、そういうことを言われて前進されたから、そして次年度からは次の市長にそれを取り入れてもらうべく今プロジェクトチームを立ち上げて検討しているとおっしゃったから、ぜひそのあたりは博物館のみならず、いろんな市の事業を打ち出すのに有効に活用していただきたい。

ふるさと納税については、もう私はここで3回言ったから、あえてくどくは言いませんけどね、 それをうまく活用したところは、単に税が入るだけじゃなくて、地域の産業を興して活性化した、 そういうのが県下にもいい例もあるじゃないですか、つい二、三日前も県下の状況が新聞報道さ れていましたよ、そのあたり目の当たりにされているんですからね、財部市長、もう私、意見を 求めませんけどね、十分そのあたりは自分の市政を終わるに当たって、次なる人に十分引き継ぎ ができるようにお考えください。

以上です。

○議長(堀江 政武君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第25. 議案第84号

日程第26. 議案第85号

日程第27. 議案第86号

日程第28. 議案第87号

日程第29. 議案第88号

日程第30. 議案第89号

日程第31. 議案第90号

〇議長(堀江 政武君) 日程第25、議案第84号、平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算(第2号)から、日程第31、議案第90号、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算(第2号)までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、福井順一君。

〇保健部長(福井 順一君) ただいま、一括議題となりました議案のうち、議案第84号から議

案第88号の5件につきまして、その提案理由と内容について、続けて御説明いたします。

議案第84号、平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

今回の補正は、診療所の医薬材料費の追加が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,283万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,101万8,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でありますが、1款診療収入1項外来収入を79万7,000円追加しております。 各目の金額につきましては予算書のとおりであります。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1,203万6,000円追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は、2節給料から4節共済費までは人事異動に伴う 補正であります。18節備品購入費は下原出張診療所事務室のエアコン購入費として15万円を 追加しております。

2款医業費1項医業費は1,123万7,000円の増額であります。1目医業用機械器具費は、 豊玉診療所の肺の換気機能を検査する装置である電子スパイロメーターの購入費17万5,000円 を追加しております。3目医業用衛生材料費は、各診療所で使用する医薬材料費として1,106万 2,000円を追加しております。

続きまして、議案第85号、平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、保険給付費の減額及び国庫支出金の返還金の追加が主なものであります。 1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによること

を規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,938万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億8,138万 4,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款国民健康保険税は、保険税率や所得の確定、徴収率等を見込み1億4,033万9,000円を減額しております。

4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金は、退職者医療給付費の見込み額を月平均ベースの実績により1,925万3,000円の減額であります。

5 款前期高齢者交付金は、前期高齢者の過年度の保険給付額の確定等により 8,689万7,000円の減額であります。

11款繰越金1項繰越金1目療養給付費交付金繰越金は、平成26年度からの剰余金のうち、 退職者医療にかかわる精算額として、社会保険診療報酬支払基金に返納する分967万2,000円、 10ページ、11ページをお願いいたします。2目その他の繰越金は、精算返納しなければならない額を除いた剰余金1億8,743万2,000円、合わせまして1億9,710万4,000円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費2項徴税費1目賦課徴収費は160万円を追加しております。主な要因といたしましては、社会保険加入届の遅延等により、国保税の過誤納還付金及び還付加算金不足等の追加をしようとするものであります。

2款保険給付費1項療養所費1目一般被保険者療養所費給付費は、本年度の月平均の実績により1億2,121万5,000円の減額であります。

3款1項後期高齢者支援金等につきましても、月平均の実績により支援金及び事務費拠出金を 14ページ、15ページをお願いいたします。合わせまして1,044万5,000円減額するも のであります。

4款1項前期高齢者納付金は、納付金及び関係事務費拠出金合わせまして13万8,000円の減額であります。

5款老人保健拠出金は、事務費拠出金2万円、6款過誤納付金は71万8,000円の減額で

あります。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は25万円の減額であります。9節旅費は、現在、保険者において国民健康保険におけるデータヘルス計画を策定しており、研修旅費等15万3,000円の追加、12節役務費は、国保連合会の平成26年度特定健診特別会計決算剰余金の返還措置によりまして、特定健診手数料が確定されたことにより40万3,000円の減額であります。

11款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金3目償還金は、平成26年度国民健康保険療養給付費等の実績により、国からの交付金額が確定しましたので、国庫支出金返納金として8,180万1,000円を追加しております。

続きまして、議案第86号、平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,460万8,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするもので あります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費繰入金86万6,000円を減額しております。6款繰越金は前年度からの繰越金を112万2,000円追加しております。7款諸収入、5款雑入は、平成26年度の還付未済金41万9,000円の減額であります。次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は86万6,000円減額しております。これは人件費の減額であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金として70万3,000円追加しております。

続きまして、議案第87号、平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険法の改正により低所得者の施設利用における食費及び居住費を軽減する特定入所者介護サービスの基準費用額が改定されたことによる追加と、介護給付費準備基金積立金の追加が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,630万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億540万9,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款国庫支出金は、特定入所者介護サービス分として1項国庫負担金1目介護給付費負担金545万3,000円、2項国庫補助金1項調整交付金は349万6,000円を追加しております。

4款1項支払基金交付金は1,333万円の追加であります。1目介護給付費交付金は、現年度分に特定入所者サービス分として958万7,000円、過年度分に支払基金交付金前年度精算分として252万5,000円追加しております。2目地域支援事業支援交付金は、平成26年度分の地域支援事業支援交付金額の決定により121万8,000円を追加しております。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、現年度に特定入所者サービス分を、過年度に介護給付費負担金前年度精算分をそれぞれ追加し、合わせまして891万4,000円の追加であります。

7款繰入金1項他会計繰入金は144万2,000円の追加であります。1節その他一般会計 繰入金は、前年度返還分と特定入所者サービス分合わせまして542万2,000円の追加、 2節職員給与費繰入金は人事異動による人件費、3節事務費繰入金は279万6,000円の減 額であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

8款繰越金は、前年度からの繰越金として3,367万2,000円を追加しております。 次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、人事異動に伴い118万4,000円を減額し

ております。2款保険給付費6項特定入所者介護サービス等費は3,424万1,000円を追加しております。4款基金積立金は、介護給付費準備基金に2,017万3,000円を追加しております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金として104万7,000円の追加、2目償還金は、前年度の国費返還金として1,203万円を追加し、合わせまして1,307万7,000円追加しております。

続きまして、議案第88号、平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費及び介護保険地域支援事業基金への積立金の追加が主な ものであります。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ641万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,125万8,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でありますが、3款繰越金は、前年度からの繰り越し分として641万7,000円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1 款地域支援事業費 1 項地域支援事業運営費は 2 6 1 万 9,000円を追加しております。主なものは、1 節報酬から 4 節共済費までは人事異動等に伴う補正であります。 3 項包括的支援事業任意事業費は、本年度開催いたしました介護支援専門員研修会において、県のアドバイザー派遣制度を活用いたしましたので、講師謝金 2 0 万円を減額するものであります。

3款基金積立金は、介護保険支援事業基金として399万8,000円を追加しております。

以上、議案第84号から議案第88号までの保健部が所管する5つの特別会計の提案理由の説明を終わります。また、各特別会計補正予算書の最終ページに補正予算給与費明細書を添付して

おります。御審議のうえ、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(堀江 政武君) 暫時休憩します。再開は2時30分からとします。

午後2時16分休憩

.....

午後2時30分再開

〇議長(堀江 政武君) 再開します。

水道局長、増田敬一君。

○水道局長(増田 敬一君) 一括して議題となりました議題のうち、議案第89号、議案第90号の2件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第89号、平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について 御説明申し上げます。

今回の補正は、国庫補助金減額による水道建設費の減額が主な理由でございます。

予算書1ページをお願いをいたします。

平成27年度、対馬市の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条第1項で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,755万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,257万2,000円とするものであります。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとし、第2条で地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は4ページ、5ページの第2表債務負担行為によるものとし、第3条で地方債の変更は4ページ、5ページの第3表地方債補正によるとするものであります。

それでは、補正予算の内容について歳入から御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いをいたします。

1款1項2目一般会計負担金500万円の減額は消火栓設置事業負担金の減、3款1項1目簡易水道事業補助金6,000万円の減額は、簡易水道事業国庫補助金の減、6款1項1目一般会計繰入金3,445万4,000円の減額は、建設費の減が主な理由であります。2項1目簡易水道基金繰入金700万3,000円の増額は、水道管理費の増に伴い、繰入金を追加するものであります。9款1項1目簡易水道事業債2,510万円の減額は、簡易水道改良事業債の減が主な理由であります。

続きまして、歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いをいたします。

1款1項水道管理費1目一般管理費712万7,000円の増額は、職員手当と委託料の追加

が主なものであります。2目施設管理費39万円の増額補正は資材費の追加によるものであります。2項水道建設費1目水道建設費1億2,300万円の減額は13節委託料、15節工事請負費の減が主なものであります。

12ページ、13ページをお願いをいたします。

2款1項公債費1目利子206万8,000円の減額は、長期償還利子確定による減でございます。

14ページ及び15ページに補正予算給与費明細書を添付しております。

続きまして、議案第90号、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算(第2号)について御 説明いたします。

1ページをお願いをいたします。

第1条平成27年度対馬市水道事業会計補正予算(第2号)は次のとおり定めるものであります。

第2条平成27年度対馬市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を第1款水道事業費用を202万4,000円増額補正し、3億2,865万4,000円とするものであります。

第3条予算第4条本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,832万6,000円は当年度分消費税資本的収支調整額2,372万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1億459万9,000円で補塡するものとするに改め、資本的収入の予定額を1,100万円減額し、2億5,169万円とし、資本的支出の予定額を1,100万円減額し、3億8,001万6,000円とするものであります。

第4条予算第8条中、職員給与費7,762万2,000円を7,561万4,000円に改める ものでございます。

予算書4ページ、5ページに補正予算給与費明細書を記載しております。

それでは、補正の内容について、御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いをいたします。

収益的支出でございますが、1款水道事業費費用1項営業費用1目排水及び給水費429万3,000円の増額補正は、2節職員手当、22節動力費の増加が主なものであります。2目総係費476万9,000円の減額補正は人事異動に伴う職員人件費の減が主なものでございます。2項営業外費用3目消費税250万円の増額補正は消費税の中間納付額の増によるものであります。

続きまして、資本的収入でございますが、8ページ、9ページをお願いをいたします。

1款資本的収入2項国庫補助金1目簡易水道国庫補助金550万円の減額補正は内院及び佐須

簡易水道基幹改良事業の国庫補助金の減であります。 3項負担金1目他会計負担金1節一般会計 負担金550万円の減額補正は、内院及び佐須簡易水道基幹改良事業における建設改良負担金の 減であります。

次に、資本的支出でございますが、1款資本的支出1項建設改良費3目簡易水道整備工事費 1,100万円の減額補正は、次ページの21節工事請負費の内院及び佐須簡易水道基幹改良事業の減が主なものであります。

以上で議案第89号、議案第90号の概要について説明をさせていただきました。よろしく御 審議のうえ、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

まず、保健部関係、議案第84号から第88号までの5件について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認めます。

次に、水道局関係、議案第89号及び第90号の2件について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております7件は委員会への付託を省略したいと思いま す。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

7件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第84号、平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算(第2号)について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第85号、平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第86号、平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第87号、平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第88号、平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)について計論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第89号、平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第90号、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算(第2号)について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第91号

日程第33. 議案第92号

日程第34. 議案第93号

日程第35. 議案第94号

日程第36. 議案第95号

日程第37. 議案第96号

- ○議長(堀江 政武君) 日程第32、議案第91号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第37、議案第96号、対馬市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例までの6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。
- ○総務部長(桐谷 雅宣君) ただいま一括して議題となりました議案中、議案第91号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は7ページになります。参考資料の新旧対照表は1ページでございます。よろしくお願いいたします。

現在、本市を含めまして、県内の6市6町2組合の14団体が、長崎県市町村行政振興協議会 との間で協定を交わし、統一的情報公開審査会及び個人情報保護審査会の審査業務を共同で行っ ておるところでございます。

その審査会を県北地域と県南地域に区分いたしまして、共同で設置をしており、その委員をそれぞれの市が委嘱をするということでまいっております。

今回、その審査会委員の報酬並びに費用弁償の額を参加団体が統一して定めようとするもので ございまして、別表中にその区分を新たに追加しようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行日を公布の日からと定めてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定くださいますようお願いいたします。

- 〇議長(堀江 政武君) 市民生活部長、俵輝孝君。
- ○市民生活部長(俵 輝孝君) ただいま一括議題となりました議案中、議案第92号及び第93号につきましては、市民生活部の所管でございますので、続けて提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、議案第92号、対馬市税条例等の一部を改正する条例についてでございますが、議案集の9ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、27年度税制改正により、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、地方税法総則に定める猶予制度について、納税者の負担の軽減を図り、早期かつ的確な納税の履行を確保するため、納税者の申告に基づく徴収や換価の猶予制度を創設し、地方分権の推進や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、徴収や換価の猶予に係る申請手続について、各地域の実情等に応じて条例を定めることになったことによるものでございます。

また、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成27年9月の30日で公布されたことに伴い、市役所へ提出する申請書等の様式に、提出者等の個人番号や法人番号を記載する欄が 追加されたことによるものであります。

なお、附則で施行期日を平成28年4月1日といたしております。

ただし、対馬市税条例の一部を改正する条例の一部改正第2条の規定につきましては、公布の 日から施行することといたしております。

参考資料として配付しております一部改正条例新旧対照表の3ページから11ページを御参照 くださるようお願いいたします。

続きまして、議案第93号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の15ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、平成27年10月5日に施行されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づき、平成28年1月以降、個人番号カードが交付申請者に対し交付されることに伴うものであります。

改正の主なものは、個人番号カードは、国が委託する機関である地方公共団体情報システム機構で作成され、市役所を通して交付されることとなっており、発行に要する経費は全額国庫補助対象となっております。

ただし、紛失や破損された場合の再交付については、国庫補助の対象外となるため、県内各市町村と同様に、個人番号カードの再交付手数料相当経費である1件当たり800円を徴収することといたしております。

あわせて、既存の住民基本台帳カードについては、個人番号カード交付開始に合わせて新規発 行ができなくなることから、住民基本台帳の交付手数料を消除することといたしております。

なお、附則で施行期日を平成28年1月1日といたしております。

参考資料として配付しております一部改正条例新旧対照表の13ページを御参照くださるよう お願いいたします。

以上で、議案第92号及び議案93号について、提案理由と内容の説明を終わります。御審議のうえ、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(堀江 政武君) 総合政策部長、平間壽郎君。
- ○総合政策部長(平間 壽郎君) ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第94号、対 馬市公園等設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げ ます。

議案集は17ページでございます。

今回、公園等施設における移動販売車による施設利用につきまして、使用料を徴収するため、 公園等設置条例第6条第1項中、別表第2の次に別表第3を新たに追加し、移動販売の行為許可 を行う許可施設並びに使用料等について規定するものであります。

これまで、移動販売行為による公園施設の占有につきましては、増え続ける観光客の公園利用の満足度を向上させるため、一定の枠内で許可を行ってまいりましたが、使用料は徴収しておりませんでした。

しかしながら、ここ最近、許可申請が複数上がってくるなど、許可をするに当たっての調整が必要となるなどの事例が発生していることに鑑みまして、今回、移動販売に対する許可基準、ガイドラインを全体的に見直すとともに、公園使用料の対象とするため、必要な条例改正を行うものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行することにいたしており

ます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願いいたします。

- 〇議長(堀江 政武君) 福祉部長、仁位孝良君。
- **○福祉部長(仁位 孝良君)** ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第95号、対馬市 へき地保育所条例の提案理由について御説明申し上げます。

議案集の19ページをお開き願いたいと思います。

本年度から、子ども・子育て支援新制度が開始されましたが、国においてその制度の詳細について、段階的に決定される中、へき地保育所事業につきましては、地域の特性を考慮された地域型保育事業における特例保育として位置づけられました。

また、新制度へ移行することにより、利用者負担額についても、これまでの定額設定から世帯の所得状況等で決定される階層区分設定へと変更することになります。

よって、今回の本条例の改正につきましては、その新制度に即した内容とし、全部の改正を行うものであります。

現行の条例との主な改正部分について説明いたします。

新旧対照表の17ページをご覧ください。

第4条で、現行では、「入所の決定は福祉事務所長が定める」としていましたが、改正案では、「入所の承諾」とし、「市長に申請をし、承諾を受ける」としております。

利用者負担額、従来の保育料でございますが、この負担額につきましては、新旧対照表は 18ページと19ページになります。

現行では、第7条で、1人当たり月額9,000円として定額の設定としていましたが、今回の改正案では、第6条において、「利用者負担額」と言葉を改め、表のとおり階層区分を設定することにより、低所得者やひとり親及び障害者あるいは障害児等世帯への経済的負担の軽減を図りました。

そのほかは、言葉の改めに伴う変更によるものであります。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日より遡及して適用すると しております。

以上で、説明を終わります。御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(堀江 政武君) 教育部長、豊田充君。
- ○教育部長(豊田 充君) 議案第96号、対馬市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例について、提案理由を説明いたします。

議案集の23ページをお開きください。

子ども・子育て新支援制度が平成27年4月からスタートし、幼稚園の保育料が各世帯の所得に応じた応益負担による保育料が国から示されました。

本市におきましては、今回の保育料の改正については、市民への周知期間が必要であると判断 し、平成27年度までは公立の幼稚園の保育料について、現行の対馬市立幼稚園保育料等徴収条 例に基づき、園児の保護者から定額の入園料・保育料を徴収することとしてきました。

国から示されました幼稚園の応益負担による階層区分や利用者負担額、多子軽減等について、各幼稚園の保護者、各関係する地区への説明会を実施し、内容について御理解を得ることができましたので、平成28年4月1日から、対馬市立幼稚園の利用負担額を改正するに当たり、平成27年3月31日、条例第55号で制定した対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に一本化するため、今回、対馬市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例を提案し、議会の議決をお願いするものでございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第96号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決 定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから6件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、脇本啓喜君。

○議員(6番 脇本 啓喜君) 議案第94号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例についてなんですが、この件につきましては、以前は軽自動車に限定してたと思うんですが、そのあたりについて、この改正時に取り扱いが変わったのかどうか、お聞かせをください。

それから、たしか更新は半年ごとだったと思うんですが、その更新の期間等について変化があれば教えてください。

- 〇議長(堀江 政武君) 総合政策部長、平間壽郎君。
- ○総合政策部長(平間 壽郎君) お答えいたします。

これまで、許可車両につきましては、スペースの関係で、軽自動車に限定しておりました。今回、条例を改正するに当たりまして、同時にガイドラインというものも見直しをしております。 今回のガイドラインの見直しによりましては、車両の種類は問わないということといたしております。

ただし、公園設置条例の第8条に規定しておりますように、公園の管理上、支障がある場合は 許可はしないという、そういう場合がございますので、スペースに余裕がない駐車場もございま すので、そういう運用をしていきたいと考えております。 軽自動車に限定していたものを今回の見直しでそれを取っ払ったということで、御理解をいた だきたいと思います。

それから、更新の期間でございますが、これまでは許可期間を約6カ月ということにいたしておりましたけども、今回の見直しで3カ月おきに見直しをすると。複数ありますと、3カ月に、複数の申請が上がりますと、抽せんということを考えております。

以上でございます。

- O議長(堀江 政武君) 6番、脇本啓喜君。
- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 今の説明の内容は、理解できました。

後段の部分なんですが、3カ月で更新ということなんですが、商売をするに当たって、こういうものを売ってるというのが知れ渡って買い物に、そこで何か買おうということになるのに、3カ月では短過ぎると思うんです。「先々の時計となりゃあ小商人」っていう言葉があります。そこに行けば、必ずそういう物が売ってあるんだということでないと、商売というのは成り立ちません。

そのあたりを考えると、この3カ月という期間は短い。しかも、こういうところで移動販売する際には、保健所のたくさんの許可が必要になってきます。その中で、3カ月だけで、あと全然できなかったという形であれば、それも覚悟のうえで取れというのであれば、それで、そういう考え方もあるかとは思いますが、そういう煩雑で、かつ少額ではない許可を取って、やることになりますので、これは、商売のためというよりも、今、訪れてる韓国人観光客が主になってくるでしょうが――の満足度を上げるという意味からも、この期間についてはもう一度よく検討をお願いして、要望という形でお願いしておきます。

これ、一括採決ですので、ガイドラインが変わったようですから、そのことについて資料を私はいただきたいので、後でよろしくお願い、後で結構です。よろしくお願いします。

- ○議長(堀江 政武君) ありますか。総合政策部長、平間壽郎君。
- ○総合政策部長(平間 壽郎君) 若干御説明をしたいと思いますが、例えばそこに、今回、5カ所ほどの許可施設を記載をしておりますが、例えば、鰐浦の韓国展望所は、スペース的にやっぱり1台の許可が妥当だろうという気がいたします。ただ、三宇田の浜の海水浴場、このあたりは県有地以外の市有地であれば、複数の許可が可能だろうと思います。それから、烏帽子岳の駐車場につきましても、2台相当は、2台あたりはオーケーだろうというふうな考えをしております。先ほどの3カ月は短いということにつきましては、公園の設置目的といたしましては、第一義的に住民の健康増進とか、そういったものが目的でございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

それから、ガイドラインにつきましては、今回の条例改正が終わりますと、3月末に向けてガ

イドラインをきちんと詰めていくということにいたしておりますので、その点、それができ上が り次第、また御配付をいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(堀江 政武君) よろしいですか。
- 〇議員(6番 脇本 啓喜君) はい。
- 〇議長(堀江 政武君) ほかに。2番、小島德重君。
- ○議員(2番 小島 徳重君) 今の脇本議員の質問と関連があるんですけども、これまでは、軽 自動車のみを認めていたというふうな答弁があったんですけども、このことについては、今まで 許可を出す段階で、法の解釈について、行政サイドで法の解釈を、いわゆる錯誤といいますか、 取り扱いを間違ったことはなかったでしょうか。確認をしたいと思います。
- 〇議長(堀江 政武君) 総合政策部長、平間壽郎君。
- ○総合政策部長(平間 壽郎君) 法の解釈がなかったのかということなんですけど、ガイドラインを見直す前につきましては、一応、道路運送車両法に規定する軽車両というようなことを担当者レベルでは考えておったみたいです。

ただ、この道路運送車両法による軽車両というのは、具体的に言いますと、馬車とか、人力車とか、三輪車とかリヤカー。その点が、担当者がそのとき考えてるのは、軽車両っていうのは、軽自動車のことを念頭に置いたもので、その辺のことも検討する中で判明しましたので、そのあたりはきちんと軽自動車と、軽車両もしくは軽自動車というふうに是正、手直し、訂正をしたところでございます。

- **〇議長(堀江 政武君)** 2番、小島德重君。
- O議員(2番 小島 徳重君) このことについては、やはり法令の解釈については、大変難しいところもあるんですけど、やっぱりこれは、初歩的な行政サイドにおけるミスだというふうに私は捉えております。

そのことで、昨年、26年の2月から、あるいは4月、5月ぐらいにかけて、何件かのいわゆる許可申請が出されて、許可証が一旦出されておりますよね。幾つかの公園等で、公的な場、今、条例に上がったようなところで。ところが、その後、いわゆる今の法解釈に伴うことで、いわゆる軽自動車しかだめだからということで、取り消しにあった移動販売業者の方がおられるように聞いております。

それで今、部長から説明があったように、その後、市のサイドでいろいろガイドラインをつくったり、ほかのところの自治体の状況等も調査されて、今回、ガイドラインがつくられて、また、こういう条例提案があったことになっておりますが、そのことは前進として捉えたいんですけども、一旦2月から5月にかけて出された許可申請を取り消した。取り消したところに法解釈のミスがあったというふうに思うんですが、その後、それを今回設定する条例を制定して、議会に上

げるまでの間に、約1年半かかってますよね、ですね。1年半の間かかったということは、これは、やっぱり行政のいわゆるスピーディーな展開ということから行けば、市民にとっては、大変これを生活の糧としてある方にとっては、困ったことだったというふうに思います。

私も、そういう声を聞きましたので、関係部署には何回かお願いをしましたところ、関係部署、 それなりに対応してくださったんですけど、やはり、せめてこういうことが起こったときには何 カ月内とか、あるいは年度内に解決すべきだと思うんです。それが、やはり1年半かかったとい うのは、これは十分、今後同じようなことが起こらないように注意していただきたいということ を強く要望しておきます。

以上です。

- 〇議長(堀江 政武君) 総合政策部長、平間壽郎君。
- ○総合政策部長(平間 壽郎君) この移動販売の許可を行ったのが、平成20年ごろで、7年ぐらい前から始まったことなんですけど、現在、許可をしてるのは全島で2件ありまして、烏帽子岳駐車場が1台、それから三宇田浜が1台、計2件なんです。平成20年ごろは、確かに三宇田浜でも二、三件の申請が上がった。ところが、やっぱりその営業行為というのは、短時間とか不規則な、一日ずっとそこに常時、毎日ということではございませんので、そういったいろんな不規則な営業であったり、途中で中止をされたり、営業行為が必ずしも継続そして定着したものではなかったと。そういう意味で、認定がしづらいと。やっと条例改正まで至ったんですけども、いろんな調整の中で、今回の条例に改正に至ったということで、この間のいきさつについては御理解をいただきたいと思います。
- ○議長(堀江 政武君) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております6件は委員会への付託を省略したいと思いま す。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

したがって、6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから6件について各案ごとに討論、採決を行います。

議案第91号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号、対馬市税条例等の一部を改正する条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第94号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、対馬市へき地保育所条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号、対馬市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第38. 議案第97号

○議長(堀江 政武君) 日程第38、議案第97号、対馬市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長(桐谷 雅宣君) ただいま議題となりました議案第97号につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は25ページでございます。

対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてでございますが、本条例は、国民一人一人に付されることとなりました個人番号、いわゆるマイナンバーでございますが――を対馬市が行う行政事務において利用することを可能とするため、新たに本条例を制定しようとするものでございます。

マイナンバーを含む個人情報を市役所内の関係部署による利用できる事務を定め、各種申請等における添付資料の省略などにより、事務のスピード化と住民サービスの向上が図られるものとなります。

条例の内容についてでございますが、第1条でその趣旨を定め、第2条で用語の定義、第3条で市の責務、第4条で個人番号の利用範囲を定めてございます。

また、条例の施行日を平成28年1月1日と附則で定めてございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定 くださいますようお願いいたします。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

日程第39. 議案第98号

○議長(堀江 政武君) 日程第39、議案第98号、第2次対馬市総合計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長(平間 壽郎君) ただいま議題となりました議案第98号、第2次対馬市総合計画について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

多少長くなりますけども、どうか御容赦をいただきたいと思います。

第2次対馬市総合計画の策定につきまして、対馬市市民基本条例第15条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

総合計画は、本市の全分野別計画の最上位の計画であり、各計画をつなぐ総合的な計画でございます。国の法令や長崎県、対馬市の条例、本市の総合的な計画、施策、分野別計画と整合させ、連動しております。

総合計画は、これまでの10年間の成果や実施施策の検証をはじめ、新たな課題、現在進めている対馬市の重要施策を踏まえたうえで、策定の大きな方針といたしまして、市民の思いや誇りをしっかりと反映させた計画であること、行政職員はもとより、市民が使える計画であること、対馬らしさ、対馬ならではの特色を出した計画であること、市の各部局が策定している計画、施策と連動させた計画であることを掲げ、策定を進めてまいりました。

平成26年度より着手し、市民へのヒアリングや地域づくり宣言、地域づくり計画の作成、各種団体へのヒアリング、アンケート調査等の実施による、市民の思いや考えの把握を行うとともに、分野別の庁舎内各担当部局へのヒアリング等を重ねてまいりました。また、諮問機関であります総合計画等審議会を4回開催し、多くの御意見・御提案をいただいたところであります。

以上の取り組みにより、第2次対馬市総合計画における10年後のあるべき姿といたしまして、 基本構想の柱といたしまして、「自立と循環の宝の島対馬」を目指し、4つの挑戦、「ひとづくり」、「なりわいづくり」、「つながりづくり」、「ふるさとづくり」のもと、基本計画といたしまして、14の最優先課題を掲げ、36の具体的の施策を明記しております。

別冊の第2次対馬市総合計画の冊子をご覧いただきたいと思います。

2ページから5ページにつきましては、第1章序論で、総合計画の意義と位置づけ、計画期間

及び策定方法につきまして明記をしております。

本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画期間となっております。 今回の計画の大きな特色であります市民の声といたしまして、5ページ中段をご覧いただきた いと思います。

外部集落支援員によります市民へのヒアリングを327名の方、地域マネージャー制度を活用した地域づくり宣言が98地区、地域づくり計画は64地区作成されております。そのほか、各種団体へのヒアリング、アンケート調査を実施しております。

今後、市民の関わりが求められる中、多くの意見、提案をいただいております。

次に、6ページ、第2章でございます。「対馬の今、私たちの宝物を見つめ直す」と題しまして、7ページから8ページにかけまして日本の現状、9ページから11ページにかけまして、対馬市の概要と魅力を明記しております。「美しい自然が残る環境王国対馬」、「森・里・海の資源の豊かな島対馬」、「魅力的な人々が暮らす島対馬」、「大陸と日本をつなぐ日本遺産の島対馬」の魅力を挙げております。

続きまして、13ページの第3章でございます。「対馬のあるべき姿、私たちが実現していき たい対馬の未来」についてでございます。本計画の基本構想でございます。

- 14ページから18ページにかけまして、市民の声として、アンケート調査結果、地域づくり 宣言の取り組み内容、各地区の目指す地区像についてまとめております。
 - 19ページに、対馬市の10年後の目標人口を掲げております。
 - 20ページをご覧ください。
- 10年後の対馬のあるべき姿として、市民が大事にしたい4つの項目、宝物といたしまして、ひと、なりわい、つながり、ふるさとに結びつけて表現しております。

ひとづくりで「若者でにぎわう希望の島」、なりわいづくりで「地域経済が潤い続ける島」、 つながりづくりで「支え合いで自立した島」、ふるさとづくりで「自然と暮らしが共存した島」 をつくり、「自立と循環の宝の島対馬」を目指します。

- 21ページは、あるべき姿をイメージしたイラストでございます。
- 22ページは、ビジョン実現に向けた施策の全体像でございます。
- 4つの将来像に向けて4つの挑戦を掲げ、実現のため、14の最優先課題を解決するため、36の具体的な施策を明記しております。

続きまして、23ページ、第4章でございます。「4つの挑戦」でございます。

ひと、なりわい、つながり、ふるさとに関する最優先の具体的な施策を明記しております。本 計画の基本計画に相当する部分でございます。

25ページをご覧いただきたいと思います。

挑戦の1でございますが、ひとづくりです。若者でにぎわう希望の島を目指すために3つの視点、最優先課題といたしまして、子どもを大切に育てる、若者が暮らせる環境づくり、外から若者を招き入れる、この課題解決のために6つの施策を優先的に展開してまいります。

内容につきましては、26ページから31ページに明記しております。

続きまして、33ページをご覧いただきたいと思います。

挑戦2のなりわいづくりです。地域経済が潤い続ける島を目指すために4つの視点、最優先課題として、1番、良質な対馬産品をつくる、2番、対馬産品に高付加価値をつけて販売する、3番、観光客の誘致による活性化、4番、ワクワクする新しい仕事の創造、この課題解決のために10の施策を優先的に展開してまいります。

内容につきましては、34ページから43ページに明記しております。

45ページをご覧ください。

挑戦3のつながりづくりです。支え合いで自立した島を目指すため、3つの視点、最優先課題として、1番、福祉と医療の体制を整える、2番、島内外の移動手段を確保する、3番、人と人とのつながりを守る。この課題解決のために9つの施策を優先的に展開してまいります。

内容につきましては、46ページから54ページに記載しております。

続きまして、57ページをお願いいたします。

挑戦4のふるさとづくりでございます。

持続可能な自然共生の社会を目指すために、4つの視点、最優先課題として、1番、安心・安全のインフラ整備、2番、文化・歴史を未来に残す、3番、されいな地域をつくる、4番、自然の保全と持続可能な利用。この課題解決のために、11の施策を優先的に展開してまいります。

内容につきましては、58ページから69ページに明記しております。

次に、70ページをお願いいたします。

第5章でございます。計画を実行するに当たってでございます。

71ページをご覧ください。

実施主体と進行管理の方法につきまして、市民と行政が対等な立場で役割分担を明確にして、取り組みを進めてまいります。

また、議会におかれましても、計画が効率的・効果的に進みますよう御意見をいただくようお 願いいたします。

次に、72ページをご覧ください。

進捗評価の時期につきまして、平成28年度からの実施に当たり、毎年度末に進捗把握を行い、 前期5年間の評価結果をまとめ、後期へつなげていく予定でございます。

評価結果につきましても、市民にわかりやすく公表するとともに、意見等を募集することとし

ております。

最後に、73ページの参考情報でございます。

74ページに第1次総合計画の進捗についての分析結果、75ページから78ページにかけまして、人口統計データを記載しております。

79ページは地域づくり宣言のサンプルを載せております。正式に製本をする場合には、作成された全ての地区の地域づくり宣言を記載いたします。

- 80ページから81ページは、同じく外部集落支援員によるヒアリング実施結果を載せております。これにつきましても、製本時に全ての項目について記載をいたしたいと思います。
- 82ページにつきましては、本年6月下旬から7月にかけまして、島を離れた20代から30代の若者の帰郷意識についてアンケート調査を行った結果でございます。
 - 83ページは、対馬市の市民基本条例をわかりやすくイメージ化したものでございます。
 - 84ページは、審議会委員名簿でございます。
 - 85ページは、審議会条例を載せております。
 - 86ページからは、用語解説となっております。

以上、概略ではございましたが、総合計画の内容説明及び提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、小島德重君。

○議員(2番 小島 徳重君) 今、提案された中で、19ページのところに対馬の人口推計というところで、一応、2025年は目標人口を2万8,000人に設定するというふうに記載をされております。それで、この総合計画との関連で、先般、全員協議会、11月2日のときに示された資料の総合戦略の中で、34ページには将来推計人口として、この時点では2045年、それから2060年については記載がございませんでした。

私、一般質問で一度挙げたことがあるんですが、そのときに、総合計画との調整を図りながら総合戦略をつくるときに、目標設定したいということでございましたけども、2045年あるいは2060年というのは、国とか県とかのいわゆる人口フレームといいますか、枠設定のときには目標が大体定められておりますし、県内の自治体も、そのあたりの数字を示してるところですけども、対馬市としては、2045年や60年のところの設定はどういう考えで臨むのか、お聞かせください。

- **〇議長(堀江 政武君)** 総合政策部長、平間壽郎君。
- **〇総合政策部長(平間 壽郎君)** この人口ビジョンにつきましては、並行して進めておりました

総合戦略と連動したものでございますけども、2045年の目標人口は2万3,000人といた しております。

これにつきましては、合計特殊出生率を2020年までに2.2まで上昇させ、また、社会移動を2040年までに均衡にさせることにより、先ほどの総合計画の2025年の人口が2万5,950人となりますけども、人口減少対策に取り組むことによりまして、若者の割合を高め、人口を2万8,000人にすることを目標としたものでございます。

- **〇議長(堀江 政武君**) 2番、小島德重君。
- ○議員(2番 小島 徳重君) 2060年は、設定はないんですか。
- 〇議長(堀江 政武君) 総合政策部長、平間壽郎君。
- ○総合政策部長(平間 壽郎君) 2060年につきましては、2万人を目標といたしております。
- ○議員(2番 小島 徳重君) わかりました。
- ○議長(堀江 政武君) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
 本件は、配付しております議案審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託します。
- 〇議員(6番 脇本 啓喜君) 議長、動議。
- 〇議長(堀江 政武君) 6番、脇本啓喜君。
- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第98号については、議長を除く議員全員20人の委員で 構成する対馬市総合計画審査特別委員会を設置し、それに付託して審査することを望みます。

○議長(堀江 政武君) ただいま脇本啓喜君から、議案第98号の審査については、議長を除く 全議員を委員とする対馬市総合計画審査特別委員会を設置し、審査することの動議が出されました。この動議に賛成される方は、挙手を願います。

[賛成者举手]

- 〇議長(堀江 政武君) 6番、脇本啓喜君。
- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 動議の提出理由を述べたいのですが、お許しいただけるでしょうか。
- ○議長(堀江 政武君) この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。 6番、脇本啓喜君、どうぞ。
- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 改めまして、動議の提出理由を述べさせていただきたいんですが、 お許しいただけるでしょうか。
- 〇議長(堀江 政武君) 結構です、どうぞ。

○議員(6番 脇本 啓喜君) 動議の提出理由は、次のとおりです。

当該計画は、10年間にもわたる長期計画であるばかりか、ほかの2常任委員会に分割付託が 適当と思われる部分も含まれております。本来であれば、ケーブルテレビに放映させる本会議で、 市民に公開しながら慎重審議すべきだろうと思いますが、議長が一旦委員会で付託を宣言した以 上、そればかないません。

地方自治法96条2項の改正で、議会議決権拡大を図ることが可能となりましたが、対馬市議会は、いまだにそのことを決定しておりません。そのような本市では、とりあえずこの総合計画と過疎、辺地計画については、議会に諮ることと決めていました。

当該計画策定に当たっては、第1次計画の数値目標等の達成状況の検証が必要です。また、計画の方向性の検証はもちろん、目標設定の適当性と多岐にわたる審査が要求されます。

したがって、議案第98号を総務文教常任委員会のみに一括付託することは、あまりにも乱暴 だと考えます。かといえ、分割付託に適さない分野もあります。

10年間にもわたる市の方向性を示す根幹となる長期計画の審査を、市民から付託された議会に身を置く者として、全議員で慎重かつ適正な審査をすべきで、そうでなければ、市民から職務 怠慢との批判を受けるでしょう。

改めて議案第98号を対馬市総合計画審査特別委員会を設置し、それに付託することに対して、 議員諸氏の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりましたので、脇本啓喜君の動議を議題として、起立によって採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(堀江 政武君) 起立少数です。よって、この動議は否決されました。

本件は、議案審査付託表のとおり常任委員会に付託します。

日程第40. 議案第99号

日程第41. 議案第100号

日程第42. 議案第101号

日程第43. 議案第102号

日程第44. 議案第103号

日程第45. 議案第104号

日程第46. 議案第105号

日程第47. 議案第106号

日程第48. 議案第107号

日程第49. 議案第108号

○議長(堀江 政武君) 日程第40、議案第99号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理 者の指定についてから日程第49、議案第108号、対馬市大増地区コミュニティー消防セン ターの指定管理者の指定についてまでの10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長(桐谷 雅宣君) ただいま一括して議題となりました議案第99号から議案第 108号までの10件につきまして、提案理由とその内容を御説明いたします。

議案書は、31ページからでございます。

これらの議案は、市所有の公の施設のうち、市内各地区に設置してございます住民集会施設等の指定管理者の指定についてでございます。

当該施設の管理運営につきましては、平成23年4月1日より、地元地区あるいは地元漁業協同組合を指定管理者として管理運営をしてきておりますが、平成28年3月31日をもちまして その期間が満了となります。

施設の設置目的からいたしまして、条例第5条第1項第4号の規定による公募によらない候補者として選定をし、引き続き議案各号に示します地元地区等を指定管理者の候補者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

選定の理由といたしましては、当該施設は、地区や地域住民のコミュニティーや福祉増進等を 目的として設置をされたものであり、地区住民等が主体的に利用する地域密着型の施設であり、 地域の活力を活用した管理を行うことにより、地域住民の生活環境の向上や施設の設置目的に沿った効率的・効果的な運用が図られることにより、引き続き選定をするものでございます。

なお、指定管理期間は、いずれにおきましても平成28年4月1日から平成33年3月31日 までの5年間といたしております。

それでは、各議案の説明をいたします。

議案第99号でございますが、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定については、 対馬市安神公民館から糸瀬コミュニティーセンターまでの11施設につきまして、施設の所在す る区を引き続き指定するものでございます。

議案第100号、対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定についてにつきましては、青海区を引き続き指定するものでございます。

議案第101号、対馬市生活館の指定管理者の指定につきましては、高浜生活館を除きます

21施設につきましては、各施設の所在する区、高浜生活館につきましては、施設所在地の美津 島町高浜漁業協同組合を引き続き指定するものでございます。

議案第102号、対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定につきましては、阿連へき地保 健福祉館から水崎へき地保健福祉館までの6施設につきまして、それぞれ所在する区を引き続き 指定をするものでございます。

議案第103号、対馬市住民センターの指定管理者の指定につきましては、尾崎住民センター から琴住民センターまでの6施設について、同じく所在する区を指定するものでございます。

次に、議案第104号、対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定につきましては、尾浦 老人憩の家から伊奈老人憩の家までの10施設について、同じく所在の区に指定をするものでご ざいます。

次に、議案第105号、対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定につきましては、下原地区 活動促進施設から一重地区集会施設などの43施設について、区のほうに引き続き指定をするも のでございます。

議案第106号、対馬市漁村センター等の指定管理者の指定につきましては、南室地区漁民研修集会施設から芦見研修集会施設などの17施設につきまして、施設が所在する区もしくは所在の漁業協同組合に引き続き指定をするものでございます。

次に、議案第107号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定につきましては、佐須奈地区漁民集会休憩施設から鹿見地区漁民集会休憩施設までの3施設について、施設所在の漁業協同組合に指定をするものでございます。

最後に、議案第108号、対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定に つきましては、当該施設の所在する大増区を引き続き指定をするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。よろしく御審議のうえ、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長(堀江 政武君) あらかじめ申し上げます。本日の会議は、議事の都合により延長します。 暫時休憩します。再開は4時からとします。

〇議長(堀江 政武君) 再開します。

説明が終わりましたので、これから10件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております10件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。10件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから10件について、一括して討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。議案第99号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、議案第100号、対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について、議案第101号、対馬市生活館の指定管理者の指定について、議案第102号、対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について、議案第103号、対馬市住民センターの指定管理者の指定について、議案第104号、対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について、議案第106号、対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について、議案第107号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について、最後に議案第107号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について、最後に議案第108号、対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定についての10件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。10件は原案のとおり可決されました。

日程第50. 議案第109号

日程第51. 議案第110号

日程第52. 議案第111号

○議長(堀江 政武君) 日程第50、議案第109号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定についてから日程第52、議案第111号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長(桐谷 雅宣君) ただいま一括して議題となりました議案中、議案第109号、対馬 市温泉施設の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は53ページでございます。

本件、湯多里ランドつしまの管理運営につきましては、平成23年4月1日より、有限会社対 馬ビルサービス様を指定管理者として管理運営をしてきておりますが、平成28年3月31日を もちましてその期間が満了をいたします。

対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、 1団体からの申請がございました。

選定の結果、指定管理者候補者といたしまして、対馬市美津島町根緒468番地80、有限会 社対馬ビルサービス様を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の 規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、対馬市指定管理者選定委員会におきまして、選定 方法及び審査基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつ事業計画等 の審査及びヒアリング等の聴取により総合的に判断し、安定した施設運営が託されるものと、有 限会社対馬ビルサービス様を湯多里ランドつしまの指定管理者候補として選定をいたしました。

管理委託料は、年3,500万円を予定をいたしております。

なお、指定管理期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間といたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定 くださいますようお願いいたします。

- 〇議長(堀江 政武君) 福祉部長、仁位孝良君。
- ○福祉部長(仁位 孝良君) ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第110号、対馬 市福祉センターの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いします。

対馬市福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、現在、施設の指定管理者は3つの施設ともに社会福祉法人対馬市社会福祉協議会であり、指定管理期間の5年間が平成28年3月31日をもって満了となることから、指定管理者の更新をするものであります。

まず、表の上段と下段、豊玉町福祉センターと上対馬町地域福祉センターについて御説明いたします。

この2つの施設の候補者の募集につきましては、非公募としております。公の施設の指定管理については、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であることは認識していますが、このセンターは、本市の地域福祉振興策の拠点施設として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、研修事業等を行うことを目的として設けられた施設であります。

現在、指定管理者の対馬市社会福祉協議会は、民生児童委員や老人クラブ等の各種福祉団体と密に連携し、さまざまな活動を行っているほか、団体組織等の事務局機能を担い、法人の事務所を同施設に設置するなど、同施設と一体不可欠な関係にあり、本市と共同し地域福祉の推進役として機能をしております。

したがいまして、対馬市社会福祉協議会が管理運営することで、施設の効率的な運用及び利用者の利便性向上が図られることから、特命指定、いわゆる非公募で更新することといたしました。 非公募ではありますが、指定管理者として指定している社会福祉法人に対し、指定管理者指定申請書の提出を求め、過去の実績から今後の事業計画等を審査しました。

指定管理者候補の選定に当たっては、外部からの委員を交えた対馬市指定管理者選定委員会により、選定基準に沿って審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、健全な管理運営が見込まれることから、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

次に、表の中段、上県町地域福祉センター喜多の苑について御説明申し上げます。

公の施設の指定管理につきましては、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であります。当センターでは、さきに説明しました豊玉並びに上対馬の福祉センターと同様の機能や業務とあわせまして、デイサービス事業等を実施しており、上県町の特に佐須奈、佐護地区を中心にそのサービス提供を行っています。競争により職員のサービス意識が向上し、広くニーズに応じた業務の提供が可能になるとのことから、規定に基づき公募といたしました。

公募を行いましたところ、現指定管理者である対馬市社会福祉協議会1団体のみの申請がありました。指定管理者選定委員会で事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

以上、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、 議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議のうえ、御決定賜りますようよろ しくお願い申し上げます。

- 〇議長(堀江 政武君) 教育部長、豊田充君。
- ○教育部長(豊田 充君) 議案第111号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定について、 提案理由を御説明いたします。

議案集57ページをお開きください。

美津島町にある対馬市緒方体育館の指定管理につきましては、現在の指定期間が平成28年3月31日までとなっております。対馬市の公の施設の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき、同施設の指定管理につきましては、対馬市指定管理者選定委員会において、公募によらない候補者の選定を行うことで決定したところでございます。

現在の指定管理者である緒方区との間で、新たな指定管理についての協議を行い、合意に至りましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとす

るものであります。

公の施設の名称、対馬市緒方体育館。指定管理者、対馬市美津島町緒方266番地緒方区。指定期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間としております。

以上で、議案第111号の提案の理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、 御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第109号を除く議案第110号及び議案第111号の2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。 2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第110号及び議案第111号の2件について一括して討論、採決を行います。 2件について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

議案第110号、対馬市福祉センターの指定管理者の指定について、議案第111号、対馬市 地区体育館の指定管理者の指定についての2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定については、配付しております議 案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第53. 議案第112号

○議長(堀江 政武君) 日程第53、議案第112号、財産の処分についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。

福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長(仁位 孝良君) ただいま議題となりました議案第112号、財産の処分について、

その提案理由を御説明申し上げます。

議案集の59ページをお願いいたします。

美津島町雞知甲738番地10にあります特別養護老人ホーム浅茅の丘についてでございます。 本施設の管理運営につきましては、平成23年4月1日より社会福祉法人あすか福祉会を指定 管理者として委託し、管理運営を行ってまいりましたが、平成28年3月31日をもって契約期 間が満了となります。

来年度以降の運営につきましては、上県町佐須奈にございます特別養護老人ホーム日吉の里と 同様、施設、運営ともに民間へ移譲したく事務を進めてまいりました。

公募により運営していただく熱意のある社会福祉法人を募集しましたところ、10月末の締め切りまでに、対馬市内で高齢者施設を運営している1つの社会福祉法人から申請がありました。 その申請内容を選定委員会にかけ審査しましたところ、十分に応募資格があると判断し、また、 土地、建物合わせた譲渡額も、不動産評価価格をもとに設定しました最低売り払い価格を上回っております。

結果、譲渡先の社会福祉法人を決定しましたので、財産処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

落札決定に至るまでの主な経過でありますが、平成27年9月11日、運営法人の公募を開始し、9月29日には現地説明会を開催、そして、10月30日に公募を締め切りました。公募には1団体のみの申請があり、社会福祉法人あすか福祉会理事長素花源之氏が、消費税相当額を含めた1億2,600万115円で応札をされました。去る11月20日に、同氏を相手方とした仮契約を締結しております。

ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

土地の登記面積は5,131.65平方メートル、施設の構造は鉄筋コンクリートづくり、施設の床面積は1,876平方メートルでございます。

なお、土地、建物及び物品等の引き渡し期日を平成28年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、 御決定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第54. 議案第113号

日程第55. 議案第114号

○議長(堀江 政武君) 日程第54、議案第113号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大船越地区)及び日程第55、議案第114号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(網代地区)の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水產部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長(阿比留勝也君) ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第113号、 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大船越地区)につきまして、その提案 理由を御説明いたします。

議案書の61ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた土地を確認し、 同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

本件は、旧美津島町が施工いたしました大船越漁港整備事業に伴い、岸壁敷、護岸敷、道路敷及び施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、美津島町大船越字古里に編入するものでございます。

土地の位置につきましては、位置図、字図、求積平面図を添付して、黒で色濃く表示している部分で、美津島町大船越字古里176番2及び176番11に隣接する埋立地の地先で、面積3,835.35平方メートルの土地でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。御審議のうえ、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(堀江 政武君) 上対馬振興部長、園田俊盛君。
- **〇上対馬振興部長(園田 俊盛君)** ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第114号 につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

議案集の67ページをお願いいたします。

議案第114号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(網代地区)でございますが、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

本件は、対馬市が事業主体で施工いたしました比田勝港湾関連施設整備工事において、土地再開発用地及び水産関連施設用地として、公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を上対馬町網代字瀬ノ浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図、字図を添付し、黒塗りで表示している部分でございますが、上対馬町網代字瀬ノ浦516の2、516の3及び549の5地先並びに561の3に隣接する水路地先で、面積は8,625.19平方メートルでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議のうえ、決定いただきますようお願いいたします。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから2件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、脇本啓喜君。

○議員(6番 脇本 啓喜君) 議案第114号、網代のほうの土地についてなんですが、ここ、70ページにも書いてあるとおり、ここは港湾のすぐ近くで、企業誘致等のために整地されているはずなんですが、現在、グラウンドゴルフ場が整備され、お年寄りの憩いの場になっております、高齢者の。

高齢者の健康推進という観点からは、いい活用だとは思うんですが、もともとは企業誘致として整備した土地であります。実際、工場をここで建設したいという相談もあった際、やはり賃料が高額だということで断念したという経緯もございます。

この整備については、まず、ここは市の土地なのか、県の土地なのか、その辺からの御回答、 よろしくお願いいたします。

- 〇議長(堀江 政武君) 上対馬振興部長、園田俊盛君。
- **○上対馬振興部長(園田 俊盛君)** 先ほど説明しましたように、対馬市が整備をした土地で、市 の所有する土地でございます。
- 〇議長(堀江 政武君) 6番、脇本啓喜君。

- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 現在、整地がされておりますが、この整地についての予算は、どういった形でなされたのでしょうか、回答をお願いします。
- 〇議長(堀江 政武君) 上対馬振興部長、園田俊盛君。
- **〇上対馬振興部長(園田 俊盛君)** 比田勝港湾関連施設整備工事という工事名称で、25年度からの分でありまして、大体が公共工事の残土を入れ込んだ分でございますので、その残土処分の工事費でございます。
- 〇議長(堀江 政武君) 6番、脇本啓喜君。
- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 一応、比田勝区の老人クラブに、多分無償貸与という形で、企業誘致が済むまでの間ということでお貸ししてると思うんです。そのことについては、先ほど申し上げたように、健康増進という観点からも、比田勝地区内にはグラウンドゴルフをするような、そういう広い土地がございませんので、活用としてはいいというふうには考えております。

ただし、その整地についてはどういう予算で行ったかということなんですが、元気創出資金とかそういうものを使われてるんでしょうか。もしそうであれば、市の土地に市の補助金を使って整備するという形になりますので、ちぐはぐな予算のつけ方だと思いますが、そのあたり、そういった予算はついてないのかどうか、回答をお願いします。

- 〇議長(堀江 政武君) 上対馬振興部長、園田俊盛君。
- **○上対馬振興部長(園田 俊盛君)** この分につきましては、比田勝区及び老人クラブの代表者の 方々が、認定こども園建設前は、旧役場跡地でグラウンドゴルフを楽しんでおりました。こども 園建設に伴い、利用が出来なくなったために埋立地の公用及び公共用に供するまでの間、地域に 貸与して利用させていただきたいということがありましたので、公共用地に供するまでは地域住 民の健康と福祉の向上に寄与するものということで、お貸ししております。

先ほどおっしゃいました整地につきましては、原材料費ということで、総合政策の地域マネージャーのほうの予算がついて整地をしたと伺っております。

- 〇議長(堀江 政武君) 6番、脇本啓喜君。
- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 一応、地域マネージャーの予算がついたということは、やはり補助金ではないんでしょうか。市の土地を整備する、無償で、法人格はないといえ、老人クラブに貸与する。これは、法的には問題はないのでしょうか。

というのは、せっかく今、健康増進のため、たくさんの方が利用されています。そういう手続 の不備ということで、何か問題があれば使用できなくなりますので、そのあたりをはっきりさせ ていただきたいのですが、総合政策部ですか、これは。

〇議長(堀江 政武君) 休憩します。

午後4時28分休憩

.....

午後4時34分再開

〇議長(堀江 政武君) 再開します。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。 2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件について一括して討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。議案第113号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大船越地区)、議案第114号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(網代地区)の2件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

2件は原案のとおり可決されました。

日程第56. 議案第115号

○議長(堀江 政武君) 日程第56、議案第115号、長崎県市町村行政不服審査会の共同設置 についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長(桐谷 雅宣君) ただいま議題となりました議案第115号、長崎県市町村行政不服 審査会の共同設置について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は73ページでございます。

平成28年4月1日より施行されます改正行政不服審査法により、第三者機関とした行政不服審査会の設置が地方自治体へも義務づけられるようになります。

第三者機関の形態につきましては、常設型、非常設型のほか、複数の地方自治体で共同設置する、あるいは他の地方自治体に委託することなども認められております。

予想される審議案件の件数から、単独で設置するには非効率的であることや、委員の選任等に おいても、弁護士などの法律の専門分野に長けた人材の確保についても容易ではございません。

これらの事情を考慮すると、審査会の効率的な運営、適切な人材確保を可能とするため、長崎 県市町村総合事務組合を代表団体として、本市を含む県内の7市6町5組合で行政不服審査会を 共同設置することといたしております。

74ないし75ページに、審査会の共同設置規約を添付をいたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定 賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第57. 発議第4号

○議長(堀江 政武君) 日程第57、発議第4号、対馬市伝統的町並み保存条例についてを議題 とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番、渕上清君。

○議員(5番 渕上 清君) ただいま議題となりました発議第4号、対馬市伝統的町並み保存 条例について提案理由を説明いたします。

本条例案は、鎌倉時代後半から明治維新まで、宗家の城下町として栄えた厳原の町並み景観等

をはじめとする対馬市の貴重な財産を後世に継承しつつ、今後のまちづくりに活かしていくという趣旨のもとに提案するものであります。

では、発議及び条例案の内容について説明します。

発議第4号、平成27年12月8日、対馬市議会議長堀江政武様。提出者、対馬市議会議員渕 上清。 賛成者、対馬市議会議員船越洋一、同長信義。

対馬市伝統的町並み保存条例について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第 1項及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

条例の内容説明ですが、まず、第1条は、目的を定めております。この条例は、本市における 伝統的町並みの保存に関する基本的事項を定め、もって市民の文化的資質を高め、郷土愛の高揚 に資するとともに、景観資源を活かした観光や地域間交流の促進を目的とする。次に、第2条は、 伝統的町並み、保存区域、保存建造物の定義でございます。続いて、第3条及び第4条は、保存 対象物の指定と解除に関する規定、第5条は、保存計画の策定についての規定、第6条は、保存 対象物の現状変更を行う場合の届け出と市長の助言・指導についての規定、第7条は、保存対象 物件の修理・修景・復元に係る経費の補助についての規定、第8条は、審議会の設置に関する規 定、第9条は、本条例の施行に関する委任規定でございます。

なお、附則でこの条例は、公布の日から施行することを定めております。

以上が、提案理由の説明でございます。審議のうえ、御決定いただきますようお願いいたしま す。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第58. 請願第2号

○議長(堀江 政武君) 日程第58、請願第2号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願書を議題とします。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

○議長(堀江 政武君) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。あすは、常任委員会の議案 審査を午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後4時44分散会